

環境社会配慮助言委員会 第110回 全体会合

日時 2020年2月3日（月）14:00～17:10

場所 JICA本部 111・112連結会議室

（独）国際協力機構

助言委員（敬称略）

石田 健一	元東京大学 大気海洋研究所 海洋生命科学部門 助教
小椋 健司	阪神高速道路株式会社 技術部国際室 国際プロジェクト担当部長
織田 由紀子	JAWW（日本女性監視機構） 副代表
掛川 三千代	創価大学 経済学部 准教授
木口 由香	特定非営利活動法人 メコン・ウォッチ 事務局長
源氏田 尚子	公益財団法人 地球環境戦略研究機関（IGES） 東京サステナビリティフォーラム フェロー
作本 直行	独立行政法人 日本貿易振興機構（JETRO）環境社会配慮専門家
重田 康博	宇都宮大学 国際学部 教授 特定非営利活動法人 国際協力 NGO センター（JANIC）政策アドバイザー
島 健治	株式会社三井住友銀行 国際審査部 国際環境室 室長
鈴木 孜	元アークコーポレーション株式会社 元技術部長
田辺 有輝	特定非営利活動法人 「環境・持続社会」研究センター（JACSES） 持続可能な開発と援助プログラム プログラムディレクター
谷本 寿男	元恵泉女学園大学 人間社会学部 教授
寺原 譲治	城西国際大学 環境社会学部 教授
錦澤 滋雄	東京工業大学 環境・社会理工学院 融合理工学系 准教授
長谷川 弘	広島修道大学 人間環境学部・大学院経済科学研究科 教授
原嶋 洋平	拓殖大学 国際学部 教授
村山 武彦	東京工業大学 環境・社会理工学院 融合理工学系 教授
山岡 暁	宇都宮大学 地域デザイン科学部 教授
山崎 周	株式会社三菱 UFJ 銀行 ソリューションプロダクツ部 サステナブルビジネス室 室長

JICA

中曽根 慎良	審査部 次長
小島 岳晴	審査部 環境社会配慮監理課 課長
加藤 健	審査部 環境社会配慮審査課 課長
田中 賢子	東南アジア・大洋州部 東南アジア第一課 課長
折田 朋美	企画部 参事役

午後2時00分開会

○小島 皆様、どうもお集まりいただきまして、ありがとうございます。時間になりましたので、第110回環境社会配慮委員会全体会合を開催させていただきたいと思います。

冒頭の説明なんですけれども、いつものとおり、逐語記録を取らせていただく関係で、マイクが大体4人に1本ほど共有されておりますので、それを使って発言いただくようお願いします。また、発言いただく際には、できるだけ最初に名乗っていただけると、記録を取る上で正確にできますので、ご協力をお願いしたいと思います。

マイクを委員長にお譲りする前に、ワーキンググループの予定の確認をさせていただきたいと思います。2月はワーキンググループにおきまして人数を確保できているんですけれども、3月にまだちょっと人数が少ないところがあるようなので、もし予定の変更も含めて、おありになる場合は、今ご発言いただければと思います。

○石田委員 3月19日、もし人数が少ないんだったら入りますけれども。

○源氏田委員 4月6日がちょっと都合が悪くて、その後の4月13日に変えていただければと思います。すみません。

○重田委員 3月13日は、当初申し上げていたんですけれども、出張ということで、ここは参加できません。よろしくお願いします。

○長谷川委員 4月17日ではなくて4月13日にしていただきたいと思います。

○小島 ありがとうございます。

3月におきましては、3人のところがまだ幾つかあるようなので、もし後で参加できるようであれば、また連絡いただければと思います。

ごめんなさい、寺原さん。

○寺原委員 4月6日なんですけれども、今3人ということで、私も入ることができます。4月6日。新しく割り振られたところには私の名前がないので、どこから動いてということじゃなくて、4月6日をお願いします。

○原嶋委員長 4月6日がちょっと大学の仕事の都合で参加できません。すみません。

○作本委員 4月6日の空いたところに作本を入れてください。

○原嶋委員長 それで結論からすると、3月でまだ足りないところは、3月6日と19日と27日。ちょっと確認なんですけれども、まず当面のことがありますので、3月6、19、27ですね。

○山岡委員 3月6日は対応できますので。

○原嶋委員長 じゃあ、私は3月19日だったら対応できますので。

○小島 では、残るは27日ですね。

○原嶋委員長 27日だけですね。もしいらっしゃれば挙手をお願いしたいと思いますけれども。あと、今日ご欠席の方に確認をしていただくということなんですけれども、よろしいですか。

一応、今、当面としては3月27日が若干足りないということですね。

○小島 ありがとうございます。

では、27日は引き続き検討いただくとともに、マイクを原嶋先生のほうにお譲りしたいと思います。お願いします。

○石田委員 一つ質問があるんですけれども、4月20日の包括的検討⑦労働ではなくて、ここは自

然生息地じゃなかったんでしょうか。

○小島 そうですね、ごめんなさい。3月23日が労働⑥で、4月20日は⑦で自然環境の話だったと記憶しています。失礼しました。

○原嶋委員長 今の訂正は4月20日の⑦とありまして、その後に労働とあるのが間違っていると、そういうことですね。それが自然環境ですか。

○小島 ⑦が正しくて、労働、汚染管理、コミュニティとなっていますが、そこが間違っています。

○原嶋委員長 これが正確には何になるんですか。

○小島 自然生息地となるはずです。失礼しました。

○原嶋委員長 それでは、改めまして、本日は110回の全体会合になりますけれども、開催させていただきたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

それで、今ワーキンググループのスケジュール確認ということでしていただきまして、もう一つ、実はこれからまだ包括的な検討についてのワーキンググループを進めていただいております、多分、今日、第1回の進捗について、また詳細をご報告いただけますので、またいろいろご議論があると思いますけれども、段取りとしましては、この次が2月10日と2月21日にそれぞれの項目について予定されております、前回も同じでしたけれども、全体の進めを円滑にするために、あらかじめ主査について、ある程度方向づけをして進めさせていただきたいということのようございまして、まず2月10日の国際基準と審査方法に関するワーキンググループで、2月21日の環境社会影響評価、代替案についてのワーキンググループとありますけれども、それぞれで主査を今日の段階である程度お願いをしておきたいというふうに考えておりますけれども、いかがでございましょうか。

もし率先してお願いできることであれば、挙手をお願いしたいと思いますし、そうでなければ、少し皆さんのご意見を頂戴して、方向づけだけさせていただきたいと思っていますけれども。

まず2月10日が、今日はたまたまということになるかもしれませんが、石田委員、木口委員、作本委員、作本先生は第1回もお願いしておりますのであれですけれども、柴田委員、島委員、田辺委員、寺原委員、村山委員ということですが、この中でもし主査をお引受けいただけるということがあれば、自主的に申し出いただければありがたいと思いますし、あと、21日については同じように石田委員、小椋委員、織田委員、掛川委員、源氏田委員、重田委員、田辺委員、谷本委員、長谷川委員、林先生は今日いらっやしませんけれども、村山先生、山岡先生ということですが、いかがでございましょうか。

2月10日ですと、かなりテクニカルな問題ではありますのであれですけれども、ご経験からいうと石田先生、お願いしていいですか。

○石田委員 国際基準、審査方法。

○原嶋委員長 まとめ役ということですので。そうすると3月2日に出なきゃいけないということになるのかな。それは段取りはどうなるんですか。3月2日の全体会合にはご出席いただくということが前提になる。

○加藤 はい、お願いしたいと思います。

○原嶋委員長 あと、21日ですと、これはちょっとなかなか内容的には重い内容でございまして。

○石田委員 すみません、私は既にJICA事務局のほうに2月10日は出席できないとメールでご連絡

差し上げていたことを思い出しました。

○原嶋委員長 2月10日にご欠席ということですね。

○石田委員 はい。

○原嶋委員長 ほか、いかがでしょうか。

あとは、今日は柴田先生はいないよね。柴田先生にお願いしちゃいましょうか。村山先生からお願いすると強力かもしれないですけども、どうですかね。

村山先生、よろしいですか。ちょっとテクニカルな問題がありますので、柴田先生あるいは村山先生でご相談いただいてということでお願いできればと思います。

○村山委員 はい。

○原嶋委員長 あと、21日になりますけれども、同じようにですけれども。

○石田委員 じゃ、やりましょうか。

○原嶋委員長 じゃ、石田先生は21日。で、3月2日にご報告ということでご出席いただくと。

○加藤 21日につきましては、日程を踏まえたと、その翌週に事務局から助言案を出して、WG出席委員の皆様からのご意見を得るとなると、3月2日では少し日程が短いので、ご報告は4月10日の全体会合ということになります。

○原嶋委員長 大丈夫ですか。

○石田委員 4月10日、了解しました。

○原嶋委員長 それでは、一応2月10日につきましては、大変ご無理言って申しわけないんですけども村山先生に、2月21日については石田先生に、それぞれお願いするということで、この段階で了解していただければと思いますが、いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

じゃ、事務局のほうもそれでよろしいですか。

それでは、包括的な検討のワーキンググループについては、また今日最初のご報告がありますので、その進め方を、内容もそうですけれども、進め方についてはまたいろいろ、今日ご意見を頂戴できればと思っております。

それは議事に従って進めるとしまして、元に戻りまして、2番目でございまして、ワーキンググループの会合報告と助言文の確定ということで、本日1件ございます。パプアニューギニアの空港整備事業ということで、この事業につきましては寺原委員に主査をお願いしておりますので、ご報告をお願いしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○寺原委員 寺原でございます。

パプアニューギニア国トクア空港整備事業スコーピング案に対する助言案について、ワーキンググループからの報告をさせていただきます。

1月20日にワーキンググループ会合が開催されまして、石田委員、源氏田委員、私と長谷川委員の4人で当たりました。質問とコメントが54ほど出まして、それに対してご回答をいただきまして、その上で残りました助言が2ページのほうということで、簡単に説明させていただきますと、全体としては2ページ目の全体事項でございます。

1番、地域開発の傾向を踏まえ、2040年までの旅客の需要の予測を示してくださいということですね。

2番、空港工事・整備に伴い、道路、ココポートクア間の交通量が増えることが予想されるとい

うことで、道路整備は不可分一体の事業にはなっていないんですけれども、適切な体制を取っていただきたいということ。

3番は、スコーピングで選定された各影響項目についてできるだけ客観的・現実的な予測方法を検討していただきたいということです。

代替案ですが、レポートの中では代替案の1と2とありまして、ターミナルビルのレイアウトなどが提案されていたんですが、それらにつきましても、採石場などの関連施設調査の結果、複数の候補地が存在する場合には、代替案の検討を行ってくださいということと、あと、5番ですけれども、代替案の比較において事業を実施しない案というのがdo nothing案ですけれども、これについても簡単に済ませるなり、もう少しどのような影響があるか示していただきたいということです。

6番につきましては、スコーピング表を対象とするかしないかのチェックづけにおいて、各影響項目案の評価結果が整合するよう、ドラフトファイナルレポートでの評価理由の記載を工夫することということであります。

あと、環境配慮はいろいろ分野によるんですが、7番については廃棄物の増加に対する懸念、8番が動植物の危急種（VU）以上の動植物が17種リストアップされているということです。これも生息状況の確認に加えて、専門家のヒアリングを合わせて行ってくださいということですね。

あと9番、送電線が新規に必要なのかどうか、既存のもので大丈夫なのか、それとも、既存の町からの送電線でいけるのかどうかということで、これ入っていなかったんですけれども、これがどういうふうになるのか、もう少しはっきりさせていただきたいということですね。

10番は騒音です。航空機騒音に対する懸念というのは、航空路の進入と出口の直下にある、人が住んでいるわけではないんですけれども、離れた直下ではないところの近隣住民からも、航空機騒音に対する懸念が示されているということで、対策をお願いいたしますということでございます。

次、論点に参ります。論点、質問の中にも幾つかあったんですが、ここは以前、噴火と地震などの災害リスクというのがあるというふうに言われていた地域なんですが、空港自体が移転したので、直接は影響がないでしょうということでありますが、環境社会配慮の対象としては、そこが直接対象にはならないということで、別の形でJICAさんのほうとしては審査していただくというのが普通の状態でございますということで、ここに対しての論点は地震、津波、洪水、火山噴火等の自然災害影響の可能性について議論がなされました。

JICA様からは、（1）施設の安全性の配慮は、環境社会配慮ガイドラインに基づく環境社会配慮とは別の審査の一環として捉えられているということです。これは設計基準等において、地震リスクに耐えられるかどうかということが審査されるということでございました。

（2）本事業対象のトクア空港は、同空港から北西に30km離れた旧ラバウル空港の火山被害後の新たな主要空港として1998年に拡張整備されたこと及びトクア空港開港後からこれまで火山被害に伴う被害は生じておらず、今後も火山被害は想定しにくい旨の説明がありましたということでございます。

それから、委員のほうとしても、さらに幾つか追加していただいたんですが、委員のほうからは、施設の審査について、環境社会配慮に関連すると思われる情報については、環境社会配慮助言委員会の共有が望まれる旨の発言及び助言委員会でのJICA環境社会配慮ガイドラインの包括的な検討では、気候変動によるインフラ施設の安全性が議論されているという紹介がありましたということで

あります。

最初に言いましたように、災害リスクへの対策というのは、直接は本委員会の対象にはなっていないということですが、関係しているものについては情報共有をお願いしたいということでございます。

以上ですが、参加されたほかの委員は、今日は石田委員がいらっしゃっていますけれども、何か追加することがございましたら、お願いいたします。

○原嶋委員長 石田委員、源氏田委員、長谷川委員。

○寺原委員 3人ともいらっしゃっていますね。

○原嶋委員長 もしご参加いただいた委員からご発言がありましたら、お願いいたします。

特になければ、助言文の全体に渡りましてご質問、あるいは確認すべき点がございましたら、挙手をお願いしたいというふうに存じます。

細かいところで、8番のところだけトクアと空港の名前が書いてあって、ほかはトクアは抜けているので、空港だけでいいのかもしれないなど。すごく些細ことですが、それが1点ございますけれども。

ほか、ございますか。

○寺原委員 じゃ、8番については空港周辺をからということで結構でございます。

○原嶋委員長 今のは内容に直接関わることではないんですけれども、内容に関わることでございましたら、遠慮なく。

論点については、多分、後ほどまた少し、ここに関わる問題点が出てくるかもしれませんが、論点につきまして何かご発言がございましたらお願い申し上げます。

○作本委員 後段のほうの文章なんですけれども、委員からさらに助言委員会への共有、情報についての共有が望まれる旨の発言があったという、そういう事実だけをこれは述べたということで、何か情報共有で過不足があったということをこの文章が言おうとしているかどうか、ちょっとその辺りを教えてください。

○寺原委員 災害対策に関しましては、JICAのほうからは、環境社会配慮助言委員会でどういうふうなチャンネルでお話をするかというのが何かあまり決まっていなくて、環境社会配慮に関連すると思われるものについては、まず少なくとも助言委員会のほうに共有が望まれるという要望というか、希望といいますか、望まれるという言い方になっていますけれども、お願いしたいという発言がありましたということです。

○原嶋委員長 ちょっと事務局に確認させていただきたいんですけれども、その前に安全性については別の審査の一環として捉えた、別というのは具体的には何を指しているのか。ですから、別で議論しているから、環境社会配慮助言委員会には情報提供する必要はない、極端に言えばそういうことだと思えるんですけれども、ないと言うとちょっと行き過ぎかもしれませんが、そういう趣旨だと思えるんですけれども、別というのはどういう手続を具体的に指しているんですか。

○加藤 JICAでの審査は技術的側面、財務的な側面、環境的な側面、そういった幅広い視点で担当部及び関係する部が合議をしながら処理をするわけですが、この施設の安全性というのは、その設備のスペック等を検討するところで議論がなされて、安全性も考慮されているということでございます。

○原嶋委員長 しかしながら、環境社会に関わるようなところは、助言委員会にも情報提供していく必要があるんじゃないかというようなご指摘というふうに理解してよろしいですか、今回の場合。

○作本委員 今、委員長がおっしゃられたように、私は昔、技術委員会なるものが同じ案件について発足していると聞いています。ですから、強度とか安全性については別の委員会でも検討されていると聞いていますので、内容的に、技術的には安心しているのですが、この文章そのものは、何かJICAさんが情報の中に持って共有を望まれないような、そういうふうなことをやっているかに見えるので、ここはできるだけ一生懸命やってくれているので、ちょっと2行目の文章は、表現方法を変える方法が何かないかということです。

○原嶋委員長 一応論点については事務局で起案をさせていただいているので、よければ。一応仕分けとしては、たしか助言文は助言委員会で、論点については事務局で文責というんですか、文章の責任を持つという、そういう役割分担で、内容的にはみんなでコンセンサスを取ると、そういうことですけれども、事務局のほうで誤解を招きたくないということで、変えましょうか。それとも、特にそれほど懸念は見当たらないということであれば、このままでいく感じだと思うんですけれども。

寺原先生、何かございますか。

○寺原委員 前半のほうは事務局でおおむね作っていただいて、それに委員のほうで後ろを加えたというふうな形ですので、別の審査の一環として捉えられているのが適当であることというのもJICAさんからの説明であって、我々のほうとしては、関係あるものについてはさらに望まれるということで、望まれるけれども、必ずするというお返事はいただいていないというような状況でございます。内容も、望まれる、またはそういう希望が委員からもちろんあって、それをこういう形で書き残しているという状態でございます。

○原嶋委員長 事務局のほうも特によろしいですか。

○加藤 事務局としては特に事実関係は間違いないと思います。

○原嶋委員長 ワーキンググループでの実態を反映しているということのようですし、いろいろ懸念もないわけではありませんけれども、特に変える重要な必要性はあまりないということで、差し支えなければこのままにさせていただきたいと思います。

あと、助言文のほうはいかがでしょうか。1点だけちょっとマイナーチェンジで、8番目のところのトクアを除くと。これはもう全体の整合性だけの問題ですけれども、それだけ1点、今上がっておりますけれども、ほかにございますでしょうか。

VUは危急種でよかったんですか。VUはこれでよかったんですか。ちょっと私は今、自信がないんですけれども。

ほか、ございますでしょうか。

それでは、特にご指摘がないようでしたら、8番目の1番冒頭のトクアという固有名詞だけを除いて整合性を取ることだけの修正だけで、全体は原文どおりで確定をさせていただきたいと思います。いかがでございましょうか。

じゃあ、どうもありがとうございました。

続きまして、モニタリング段階の報告ということで1件ございます。インドネシア国のパティンバン港開発事業ということで、準備が整いましたらご報告をお願い申し上げます。

○田中

それでは、モニタリングの報告ということで、インドネシアのパティンバン港開発事業という港湾事業についてご説明させていただきます。

私、東南アジア・大洋州部のインドネシア担当の田中と申します。よろしくお願いいたします。

まず、スライド2ページ目の事業の概要でございます。本事業は、ジャカルタ首都圏東部パティンバンに新港（コンテナターミナル、カーターミナルなど）を建設することにより、首都圏の物流機能強化を図り、もって同国の投資環境改善を通じたさらなる経済成長に寄与するものでございます。

プロジェクトのサイトでございますけれども、こちら、下に地図がございますが、ジャカルタ、首都がありまして、ここから東のほうに行ったところ、丸で囲んでいるところがパティンバン港でございます。ジャカルタに近いところにタンジュンプリオク港という既存の港が、地図でいうと1番左のところにありますけれども、そちらのほうはかなりキャパシティがいっぱいになっているということで、東部に新港を造るという計画でございます。

続きまして、スライドの3番目、事業の概要の続きですけれども、港湾の建設といたしまして、地盤改良・埋立、それから泊地浚渫、航路浚渫、護岸・防波堤、アクセス橋などの建設、それからアクセス道路の整備というのがございます。

地図をご覧くださいますと、手前のこちらがアクセス道路でございます。こちらの国道からアクセス道路で橋があって、こちらに新たにターミナルを建設して、沖合のほうの航路を浚渫する計画になっております。

続きまして、スライドの4番目、環境社会配慮の概要でございます。適用のガイドラインといたしましては、2010年4月版の環境社会配慮ガイドライン、カテゴリはAでございます。カテゴリ分類の理由といたしましては、2010年4月版のガイドラインに掲げる港湾・道路セクター、影響を及ぼしやすい特性に該当するためでございます。環境許認可に関しましては、EIA報告書は港湾、それから先ほどアクセス道路というお話をしましたけれども、あちらのアクセス道路と事業一体として、2017年2月にインドネシア環境林業省より承認を得ております。主な環境社会配慮の事項といたしましては、環境面では大気質、水質、騒音、底質、社会面では用地取得及び非自発的住民移転となっております。

続きまして、スライドの5番目に表がありまして、まず4.1として、建設段階のモニタリング情報でございます。モニタリング計画でございますけれども、こちらの表にあるように、水質、大気質、騒音、底質、廃棄物、生態系、社会環境、労働環境、交通事故等の項目につきまして、確認事項、頻度、測定箇所が、こちらの表に記載されているとおりに計画がなされております。

続きまして、スライドの6番目です。先ほどのモニタリング計画に対しまして、モニタリング結果でございます。先ほど少し冒頭ご説明が漏れていたかと思っておりますけれども、こちらは2019年の7月から9月の3か月のレポートに基づく情報ということで、今ご報告させていただいている次第です。その結果でございますけれども、こちらの表で赤字になっているところが基準値を超えた確認項目となっております。

まず、水質ですけれども、TSS（水質汚濁）の項目に対しましては、2019年6月1日から9月20日までの間で1日のみが基準値を上回っております。それから、水質ですけれども、たくさんの指標

がある中で、透明度、pH、全大腸菌群数が、透明度につきましては岸近くの地点で基準値を上回っております。また、pHにつきましては、最大値が基準値を超えております。大腸菌群数については、2019年3月に基準値を上回っています。

それから、騒音に関する確認事項ですけれども、こちらのほうは3か所で観測をしておりますけれども、1か所において基準値を上回ったということがございました。

続きまして、スライドの7番目でございますが、底質、廃棄物、生態系、社会環境、労働環境、交通事故の項目でございます。この中で赤字で書いてあるところが、住民からの苦情というところでございます。先ほど地図でもお示しいたしましたアクセス道路の工事による影響といたしまして、家屋の壁や屋根の損傷があると85軒からの苦情がございました。こちらについては、調査の上、必要な補償を行っているところでございます。

続きまして8番目、これ以降が具体的に2019年7月から9月のモニタリングレポートで、詳細をどのように報告されているかということのご説明になっております。

スライドの9番です。水質の観測地点でございます。左のほうに全体の地図がございまして、右の地図は中でも水質観測地点がわかるような図というのをお示ししております。少し字が小さいんですけれども、青い丸が書いてありまして、W1からW12まで数字を振っておりますが、こちらが水質の12か所の観測地点となっております。

ご覧いただきますとわかりますように、手前が陸地に近い事業サイトですが、その周りにも水質観測地点がございまして、あとは沖合のほうに浚渫土の投棄場所がございまして、その周りにも例えばW9、10、7、8などの観測ポイントを設けております。それからW12という、図でいうと右下のところですが、これは事業サイトが少し離れているんですけれども、比較をするという観点で設置をしております。こういった12か所での測定を行っております。

次のページ、スライドの10番目に当たりますが、こちらでも赤く囲んだところで基準値を超えているというものをお示ししています。

ご覧いただきますとpH、上から5番目の指標、それから透明度、上から9番目の指標、につきまして、それぞれQ1、Q2、Q3の期間、複数の観測地点で基準値を超えているというのがわかりいただけるかと思えます。3か月に1回の水質調査の結果となっております。

この基準値をpHと透明度について超えているということで、問題は既に認識を十分しておりまして、実施機関に対しましては、環境管理計画に緩和対策というのが定められておりますので、そちらに沿って対応するという事を申し入れをしております。

続きまして、スライドの11番目でございますけれども、大腸菌群ですね。先ほども申し上げましたけれども、大腸菌群につきまして、2019年3月の段階で複数の観測地点で基準値を上回ったということがございました。こちらにつきましても問題があるということは認識しておりまして、調査をしたところ、部分値が低くなっていたということから、必ずしも工事のみの影響ではないのかなということも考えられますけれども、問題意識を伝えて、環境管理計画の緩和策に沿って対応するという事を申し入れしております。

続きまして、スライドの12番でございます。先ほど1ページ前のスライドにもTSSの値というのがありましたけれども、こちらのスライド12に書いてありますのは、毎日観測しているTSSについて、濁度計を用いて現場で観測した換算値でございます。これは2019年6月から9月までの間、計

測したところ、W11という、この表の中では1番右側の列ですね。そこが、ちょうど表の真ん中ぐらいなんですけれども、赤くなっておりまして、基準値を超えたということがございました。

このW11という観測地点は、先ほどのスライド9の地図と照らし合わせてご覧いただければと思いますけれども、最も陸に近い点となっております、濁りにつきましては、海底の泥の巻き上げですとか、河川水の影響も考えられまして、必ずしも工事のみの影響ではないというふうにも考えられますけれども、いずれにしても、実施機関に対しては、環境管理計画で定めた緩和策を対応するよう申し入れ済みでございます。

次のスライド13番が水質対策の様子でございます。このような形で、左側の写真が浚渫船ですけれども、浚渫を行う際に海上に枠を設けて、その中で浚渫を行うですとか、右側は埋め立て工法の試験において、汚濁が拡散しないようにシートを敷いたりといったようなことを行っております。

続きまして、スライドの14番の大気質、騒音でございます。こちらのほうは地図の中の3か所、赤く丸で囲っているところが観測地点でございます。なお、事前にお送りした資料ですと、この3つの観測地点のうち右下のところにある観測地点の記載に誤りがございまして、7+100ということで、7.1キロ地点と記載しておりますが、正確には7キロ地点ですので、7+00ということになります。

こちらにつきまして、実際にモニタリングをした結果がスライドの15でございます。先ほどの3か所の観測地点ごとの温度、湿度、風速、風向、SO₂、CO、NO₂など書いてありますが、いずれも基準値は超えていない状況でございます。

次の16ページが大気汚染対策の様子でございます。こちらの写真にありますように、住宅地に隣接する場所での作業ですとか、車両交通量の多い場合には、粉じんの発生を減らすために散水をしたり、荷台にカバーをかけたりという対策を行っております。

それから、次がスライドの17ですが、騒音のモニタリング結果でございます。観測地の0ポイントのところですが、そちらのほう、3つのうちの一つの箇所で騒音の基準値を超えております。こちらの表の中に24時間というのとベースラインという二つの行がございますけれども、工事が開始する前のベースラインの調査時においても基準値が70でございましたので、この0+000の0キロ地点では、既に基準値を超えていたということです。こちらは非常に交通量の多い幹線道路、国道沿いにありますので、この騒音の原因としては、工事のみの影響ではないとは考えておりますけれども、引き続き環境管理計画の緩和策を適切に実施するよう、実施機関に申し入れ済みでございます。

18ページは廃棄物対策の様子でございます。このような形で廃棄物を分別し、回収するという様子でございます。

それから、19ページが事故や交通量のモニタリング・対策です。道路交通量のモニタリングをこのような左側の写真のように行っておりますが、事故や渋滞などは確認をされておられません。また、資材の一部は、右側の写真にありますように、日中の一般交通への配慮により夜間に配送しておりますが、苦情は特に確認されておられません。

引き続きまして、社会配慮モニタリング結果です。スライドの20になります。用地取得の状況ということで、表をお付けしておりますが、アクセス道路、それからバックアップエリアということで場所を分けて書いてありまして、それから所有者のタイプ別にPrivateとPublicと分けて書いています。

Number of Plots、計画上623の区画があるんですけれども、これについて既に支払いが行われたのが347区画ということで、昨年の9月時点では56%の進捗、もちろんこれ以降進んでいるところはございますけれども、この時点での数値はこうなっております。

21ページですが、先ほどアクセス道路とバックアップエリアというのを申し上げましたけれども、アクセス道路というのは、このスライド21の地図でいう手前の約5キロの道路でございまして、その先をバックアップエリアと呼んでおります。色が緑色で書かれているところ、バックアップエリアのほうで緑色で書かれているところが、既に補償支払い済みの土地ということでございます。

それから、22ページです。社会配慮モニタリングの結果で1点説明する必要があるのが、アクセス道路工事の振動による影響でございます。こちらは、工事が開始した2018年10月から2019年9月までの間に、このアクセス道路に面した85軒の家屋所有者から、工事の影響で損傷を受けたというような苦情を受領しております。こちらの対応状況ですけれども、昨年の9月までの段階で18軒補修済みで、それ以外についても対応予定としております。

この現況ですが、影響を受けた家屋というのは、工事サイトから非常に近い範囲内にございまして、また、かなり比較的軟弱な土地にあったということで、そこにもともとレンガ積みの構造での家屋が建てられていたもので、杭打ちをする際の振動によって損傷や倒壊があったということです。この振動による家屋の損傷は、全て修理や建て替えを行うということで、この工事業者が担っております。

続きまして、23ページ、生計回復プログラムの状況でございます。こちらの表の中に、実施されました時期と生計回復プログラムの内容、参加者の人数をまとめております。この4半期では、この表の右下の数字にもありますとおり、508名が生計回復プログラムに参加をしております。調理、農業、畜産加工、漁業用の網の製作などのプログラムを実施していましたが、住民からの要望も踏まえて、今こちらの表に書いてあるようフォークリフトのトレーニングですとかに変更するという対応を行ってきております。

今申し上げた生計回復プログラムの様子を24のスライドに記載しております。

説明としては以上でございます。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、今ご報告いただいた内容につきまして、ご質問やご質疑がありましたらお願いします。

○織田委員 今の最後のところの生計回復プログラムですけれども、この参加者の方の性別とかいようなことはデータがあるんでしょうか。それを知ることができますか。

○原嶋委員長 じゃあ、調べていただいて、その間に……

○田中 手元にすぐ出てきませんが、あると思います。

○原嶋委員長 じゃあ、もう一つご質問いただいてから。

○掛川委員 同じページのところなんですけれども、この生計回復プログラムで、トータルで508名の方が参加されたということなんですけれども、これは対象者全体の大体何%に当たるのかということをお教えください。対象者が、数字だけ見ると多く見えますけれども、ほぼ全ての人が出ている状況であれば、非常に効果的かなとは思いますが、もしそうでなければ、少し課題が残るかなと思います。

それから、二つ目は、この生計回復プログラムで実施状況はこのようにされたということなんで

すけれども、参加された方がその後就職して、実際に生計回復の方向に動いているという、そういった結果、もしくは兆しを確認できていると、そのように理解してよろしいでしょうか。

それから、あともう一つ、3つ目なんですけれども、非自発的住民移転があるということでありましたけれども、この住民の移転後の状況のモニタリングの様子というのは共有されているのでしょうか。3つお願いします。

○原嶋委員長 一つ目は生計回復プログラムの参加の性別、あと全体の割合で、そのプログラム後の就職、就業などの兆し、あと移転のモニタリング状況ですね、この4つですけれども。

○田中 性別については、今はデータがございませんが、全体のうちの割合とか進捗につきまして、去年の12月の段階で4割程度が受けたということのようです。実際に受けた結果として、就業につながっているかどうかというのは、研修の内容がフォークリフトですとかクリーニングですとか、本当に実務的な内容にはなっておりまして、すぐに就業できるようにといったプログラムを中心にはしております。実際にそれでそういった職業に就いたかどうかというのは、ちょっと今はわかりかねますが、この事業の中で、まさにこういった研修をした人たちを、この目的で活用をしていることもあるということです。

○原嶋委員長 最後が移転。まだ移転の、具体的にまだ途中ですよ。もし移転された後の状況について、どうモニタリングが進んでいるかというご質問が、今あったんですけれども。今移転は半分ぐらい。

○田中 そうですね。去年の9月の時点で約6割程度ですね。進捗につきましては、一定のレポートはなされています。

○原嶋委員長 具体的に何かその点での苦情ないし、紛争と言うと大げさですけれども、そういった類いの有無については確認できますか。

○田中 特にそういった紛争というのはないんですけれども、先ほどありました、移転とは関係なく、アクセス道路に近いところの家屋が少し振動で影響を受けたというところが、主に苦情を受けたこととなっております。

○原嶋委員長 一応、性別は今のところ確認が取れないということで、また後ほど確認してください。あと、その他の点については一応報告いただいたということで、あと、もうお一方。

○源氏田委員 アクセス道路工事の振動による影響について伺いたいのですが、スライドの22ページで、杭打ちの際に発生する振動により損傷や倒壊した家屋があるということなのですが、写真を見ると、まるで屋根がなくなってしまうところも見られまして、倒壊した家というのは実際どれくらいあるのかということと、あと、倒壊してしまった場合には、そこに住むことがしばらくできないと思いますので、例えば賃貸住宅を借りるとか、ホテルに仮住まいするとかということが必要になってくると思うのですが、そういった場合の補償、倒壊した場合に、別の家を借りたりホテルに泊まったりといった場合の補償は出るのかということをお教えください。

○田中 崩れる前に事前にクラックとか、ひび割れが発生したりということが往々にして起きますので、その時点で住民をほかの家屋に避難をさせて、それから、その上で修復を行うというような作業を行っていますので、住めなくなった間の補償という意味では、きちっと工事業者により対応がなされております。

○木口委員 既にモニタリングレポートがウェブサイトに掲載されていて、非常によい流れかと思

うんですが、やっぱり拝見したところ、いただいたモニタリングのレポート自体に男女比等の資料が、フォーマットじゃないみたいなので、今後それを付け加えていただけるように事業者申し入れしていただければと思います。

○田中 承知しました。

○木口委員 それから、21ページの地図のところなんですけど、支払い済み、地方政府の土地と緑と青とありますけれども、赤とピンクのほう、あと水色もありますかね。これは何かなというのがちょっと気になりまして、もしおわかりであれば教えていただけますでしょうか。

○田中 赤につきましては村の土地ということです。これから用地取得がされるような土地ですね。それから、ピンクは補償の支払い手続中のところ。それから、オレンジは補償の金額についての評価を行っているところということで、細かいプロセスごとに塗り分けをしているということです。

○木口委員 わかりました。ありがとうございます。

○原嶋委員長 青はいいですか。薄いブルーのところ。

○田中 薄いブルーは、これから補償手続のためのレビューを行うところという段階のようです。

○木口委員 ありがとうございます。

あと、もう一点、この生計回復プログラムに参加されている方々なんですけれども、工事にもともと雇われている方に対して行われたのではなく、影響住民の方で工事現場で働いている方たちに対して行われたということでもよろしいのでしょうか。

○田中 そうですね。母数としては、プロジェクトに影響を受ける方々でして、その中で、先ほど申し上げたように、生計回復プログラムを受けてその技術を生かして、この事業自体で雇用されているケースがあるということです。

○木口委員 ありがとうございます。

○原嶋委員長 まず鈴木委員から。

○鈴木委員 このモニタリングは2019年7月からと書いてあるけれども、4.2の大腸菌の調査は2019年3月ですよね。だから、いろんなものを見ると、モニタリングの日にちと項目とにずれがあるんじゃないかという気がするんですけれども。というのが1点。

それから、アクセス道路の工事で家屋補償したというけれども、事前に家屋調査はかけていたんですか。そうしないと、事前に、このうちもう工事が始まる前からクラックが入っていたという人もいかもしれないわけだから、補償がぐちゃぐちゃになってしまうんですよね。だから、それをちょっと教えてください。

○田中 まず、スライドの12の大腸菌群のデータが、このモニタリング対象期間と比べると合わないのではないかなというご指摘ですけれども、これは2019年3、7から9月分の情報も踏まえたレポートということで、例えばこの表にもQ1、Q2、Q3と書いてありますけれども、4半期ごとの経過というのが3、4半期分載っております。たまたま今回は2019年4月から、2019年7月から9月ではないところで基準値を上回っているところがありましたので、ご報告はさせていただきましたけれども、これは比較のために幅広く取っているという状況です。

あとは、この家屋調査につきましては、ちょっと確認させていただきます。

○鈴木委員 わかりました。

○原嶋委員長 じゃあ、まず山岡委員。

○山岡委員 水質モニタリング結果についての質問です。

まず第1点は、6ページ目で、基準値に対して水質のある項目で上回っているという表現をされていますけれども、一方で10ページの結果の表を見ますと、ベースラインが平均値ということで掲載されています。確かに基準値も比較対象にはなるとは思いますけれども、このベースラインというのは多分工事前の値だと思いますので、むしろ比較するのは、この工事前のベースラインと比較する必要があるのではないのかなというふうに思います。ただし、このベースラインのアベレージが数字が1個だけなので、インドネシアの場合ですと、雨季と乾季及びW1から11までかなり広範なポイントがありますので、これは場所によって相当ベースラインが違うのではないのかなと思うんですが、ここのベースラインの考え方はいかがでしょうかというのが1点目です。

もう1点は、確かに10ページと11ページで基準値を上回っているということで、Wの点と、あと上回ったところが赤く囲ってあるわけですが、基準値と比較するにしても、この書き方だと基準値以内の数字も含まれているわけで、pHも透明度も、あるいはTSSも大腸菌も基準値以内も含まれた数字で書かれているので、一体どの点がこれはオーバーしているのかがこれだとわからないので、ここはもうちょっとわかりやすく整理されたほうがいいのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○田中 まず、ベースラインの考え方ですけれども、おっしゃるとおり、乾季と雨季でも違うかもしれないし、今はベースラインとしては一つしか取っておりませんので、そこは今後改善ができるかというのを検討していきたいと思います。

それから、2点目のご質問ですけれども、確かにかなり幅もありますので、これをどのように解釈したらいいかというのは、わかりにくいというのはご指摘のとおりだと思いますが、特にどこの部分で超えたかというのを、もう少しはっきりさせたほうがいいんじゃないかということでしょうか。例えば、この範囲ではなくて、この中でもいつどういう状況で超えたというような、そういった分析が必要ではないかということでしょうか。

○山岡委員 例えばpHでいきますと、インドネシアの基準は6.5から8.5、ベースラインが8.41です。それに対してQ1のデータを見ますと、W3から全部で7点が観測値が8.2から9.3であったというふうにしか読めないんですけれども、8.2の点があるということだと思いますけれども、その点は別に基準値並びにベースラインを満足しているということなので、これだとどの点がオーバーしているのかがよくわかりません。そういう指摘なんですけれども、これは全ての項目に当てはまるのではないのかなというふうに思います。

○田中 基準値を超えたところのみを赤い色で囲っているんですけれども、その中でも超えていないところもあるのではないかとのご趣旨ですよね。

○山岡委員 いや、全て超えているんだったら、この8.2という数字は出てこないと思うんですけれども。

○原嶋委員長 これは多分、8.2から9.3というのは、全12ポイントの全体の幅を指している可能性があって、そのうち上に囲って7つ挙げたところだけはIndonesian Standard、6.5から8.5を超えていると。ということは、12のうちの7だから、5個は基準内だったんだろうなと推測はできるわけですね。そういう読み方でよろしいのでしょうか。

○田中 はい、そうです。

○山岡委員　そういうことですか。わかりました。

あと、もう1点、ベースラインに戻りますけれども、やっぱりW11とかW2、W1もそうですけれども、工事に近いところはどうしても水質が悪化する可能性が高いと思います。そういう傾向がある程度出ているのではないのかなと思うんですが、そうした場合に、このベースラインも、W11とW7では相当に、これは条件が違うので、それぞれの地点、あるいはもうちょっと区域分けをして、そこでのベースラインと比較する必要があるんじゃないでしょうか。

○田中　おっしゃるとおり、かなり観測地点によって状況が違いますので、それを1か所のみのベースラインと比較させるのは、あまり適当ではないというのはご指摘のとおりかと思います。

○山岡委員　もともとこのベースラインのアベレージというのは、どういう点のどういう平均なんでしょうか。

○田中　それは今こちらではわかりませんので、後ほど確認いたします。

○山岡委員　わかりました。

○原嶋委員長　多分、ベースラインの可能性があるのは、一つは現状ですよ。もう一つは国ないし公的機関が定めているスタンダードで、多分この現状の表は、それぞれの現状から悪化しているか、していないかという判断ではなくて、インドネシアの公的なスタンダード、右側に囲ってHarbour Waterのスタンダードが出ていますけれども、これと比べて全体を比較していますので、現状のベースラインを、現状から悪化しているか、していないかということではなくて、一定の基準から見てそれを上回っているか、上回っていないかということなので、現状はもう場所によって、もともとが違うわけですから、そこでちょっと今、見方が違ってきていますので、山岡委員のご指摘だと、多分、現状をそれぞれの場所で測って、それをベースラインにして、現状から悪化しているか、していないかということを見る必要があるんじゃないかというご指摘ですけれども、今のモニタリングでは、あくまでも国ないし統一のスタンダードから見て超えているか、超えていないかしか見ていないというのが現状だという理解なんですけれども。

○山岡委員　Indonesian Standardはインドネシアの基準だと思うんですけれども、このベースラインは、私は工事前に測った結果かなと思ったんですが、どこかの地点で。そうではないんですか。

○原嶋委員長　そこはどうなんですか、このベースラインというのは。

○田中　ベースラインについては、工事の前に測った数値です。

○原嶋委員長　基準を超えている、超えていないという判断は、基準を見ているわけですよ。

○田中　基準は国のスタンダードです。

○原嶋委員長　だから書き方としては、基準を超えている。現状よりも悪化しているとか、そういうことではない。ベースラインを超えているわけではないということですね。

○田中　そうですね。ベースラインは参考値ですが、スタンダードを超えているかどうかを書いているということです。

○原嶋委員長　推測するところによれば、ベースラインも12か所の、もしかしたら平均を取っている可能性は高いように捉えることはありますよね。

○山岡委員　ベースラインを超えているケースは結構出ているわけで、だからむしろやはり基準値は基準値なんですけれども、やはりベースラインを超えないほうが現実的な比較ではないかなというふうに思います。

○原嶋委員長 判断としては、ベースラインを、それぞれの箇所の現状より悪化しているかという判断と、統一の基準から見てそれを上回っているか上回っていないかという、二つの評価があるわけですが、今回は基準から見て上回っているか上回っていないかということだけについて、モニタリングしていただいているというか、報告していただいているという形ですね。

○田中 そうですね、ちょっと補足させていただきますと、12ページのTSS、毎日観測しているもの、こちらにつきましては、それぞれについてベースラインも取っておりますし、あと基準となるような地点から、今ですと事業から一番遠いW12という地点があるんですが、その地点からどれくらい悪いかわかるものを、色を塗って比較していき、こちらのTSSのスライド12につきましては、国の基準以外にも、事業関連地域の中での参照となる場所からの差異というのを確認しております。

○原嶋委員長 ちょっと表によって捉え方が変わっているので、山岡委員のご希望としては、それぞれの場所のベースラインと比較するというのも、一つ評価すべき点ではないかということですが、

○長谷川委員 今の議論はとても大切なことで、本来ですとモニタリング計画をつくるときに、何を基準としてモニタリング結果を判断していくかということが、そもそも決まっていなくちゃいけないんですね。これは結果が出て、それじゃあベースラインにしましょうかとか、現状非悪化にしましょうか、基準にしましょうかということをしてここで迷ってしまうということ自体がおかしいと思うんですね。その辺は本番でモニタリング計画をつくったときに、その辺の判断の基準はどこにしようという議論というか、あれは何かなかったんですかね。

○田中 もちろん環境モニタリング計画をつくるときには、何と比較するというのは必ず定めておりますので、私たちのほうで不明な点は確認したいと思います。

○石田委員 その点に関連して、例えばこの結果を、何か非常に面白い結果が出ていると思うので、これをベースにモニタリングの戦略をもう1回作り直せばいいんじゃないですか。

例えば、透明度がかなり悪くなっているところが幾つかあって、それはグループとしてはわかるけれども、どこがより悪いというのはこれではわからないので、見るほうにとっては、どこが本当に悪いのかわからないと、先ほどからご指摘がありますよね。どこが本当に値が高いというのがわかれば、それはどこから何が原因でそういうふうになくなっているのかということが考えられますよね。

その原因を考えると、工事の遮断したはずの土砂がひょっとしたら漏れていたとか、そうすると工事の改良につながるし、改善につながるわけですし、いやいや、そうではなくて、この時期は雨季なので、多分に河川水が流れ込むからとか、大腸菌が多くなっているとか、幾つかの複合の理由を比較できると思うんです。そうするとモニタリングの意図とか意味がよりはっきりしてきて、工事として変えなきゃいけない部分だとか、工事としてはここを変えられないけれども、自然の影響でこうなっているという解釈もきちんとできるので、そういう読み取りが可能なような形で表現するとか、関係者間で情報を共有することによって、されたほうがいいような気がしています。これを今、読む限りは。

○原嶋委員長 ちょっと1点だけ確認したいんですが、モニタリングをするときの基本は、ちょっと私も勉強不足なんですけれども、各箇所の現状があって、それとは別に一定の許容範囲と

いうスタンダードがあって、モニタリングするときは現状より悪化させないということが望ましいことは、これは誰も否定しないと思うんですけれども、通常のモニタリングというのはどちらを、常に現状非悪化を徹底する、各箇所について現状非悪化を100%徹底するのか、あるいは数か所あって、それが国の基準、ないし基準がちゃんとしているということを前提に、基準よりも超えなければモニタリングとしては、結果としては許されるというふうに判断するのか、そこはある程度皆さんが一致していないと、多分、指摘をされたほうもちょっと迷うと思うんですけれども、その点いかがですか。現状非悪化で、全部現状非悪化であることは、それはそのほうがいいことはわかりますけれども。

○長谷川委員 私の知る限り、間違っていたら訂正していただきたいんですけれども、もちろん現場現場のシチュエーションによると思うんですけれども、一つあるのは、事業をやる前にとってもいい環境にあったというような場合には、現状非悪化原則を使う。それから、事業をやる前にとっても悪い環境にあったと、その場合は環境基準を基準に使うと。そういうふうな使い分けをするようなことも結構あると思うんですね。

○山岡委員 現状が基準値より悪くて、それでモニタリングのベースが基準値になってしまうと、これは追加の対策をしないといけないということなので、これは費用もかかりますし、当然プロジェクトの中でそのための費用なり、やっぱり対策のプロジェクトが必要になるので、これはもう計画段階で、やはりそこは重視というか、非常に重要な点になりますので、計画の時点でどうするかというのが大事だと思います。やっぱり現実的には基準値よりも、工事前の現状が初期値ですから、それを守るというのがやはり現実的な対策ではないかなと思います。

○鈴木委員 非常に個人的な見解なんですけれども、結果の見せ方で、例えば12番のスライドを見ると、時系列の動きは、私は左右に時系列が変化していくほうがいいんじゃないかと思うんですね。それで、ステーションが12個あるのかな、それ一つ一つが時系列の展開に従ってどういうふうに変化していくかというほうが、理解しやすいと思うんですね。

それで、基本的にはこういうグループの会議だったら、私はこういう表をそのまま生で出すよりは、グラフ化して出したほうがいいんじゃないかと思うんですね。それで、グラフ化して出した根拠としての表は、今はみんなコンピューターがすぐ出してくれるわけだから、この表のこのグラフのところはどうしてこうなっているのかというのは、その表を見れば当たることができるので、基本的にはもう少しビジュアルのプレゼンテーションを考えてもらったほうが楽なんですけれども。これはコンサルタントの人の仕事じゃないですか。

以上です。

○原嶋委員長 見せ方についてはちょっと工夫していただくということで、先ほどちょっと大きく意見が幾つかあるということで、モニタリングの判断をどこにするか、もう1度事務局も含めて、今回は見ている限り、基準をもとにしてモニタリングで、いい悪いという言葉が悪いんですけれども、判断をされているということだと思えるんですけれども、それでよろしいですかね、今回については。

○加藤 一般的な通常の審査の際のモニタリング計画の策定の観点で申し上げますと、通常は基準値を設定して、それに比較してこのプロジェクトがどうなっているかということを把握する観点でモニタリングをしていくということかと思います。

ただ、プロジェクトによっては、排水が出される先が既にもう基準値を超過しているという状況もあり得て、その場合には、このプロジェクトの寄与度をできる限り抑える緩和策を取るという形になるので、そうすると議論が出ているベースラインとの比較でどれだけ悪化しているか、それを当初想定していた範囲内に収まっているかというところを考えていくのかなと思います。

○作本委員 アクセス道路のことで教えてください。今回、この港の事業はまさにCikampekから出発するわけですが、その他の日系企業が集中している工業団地からの荷物の運搬に使われるアクセス道路であると。今までこの道路がなかったというか、森林を真っすぐ突っ切って造る道路でもありますよね。そこにはあまり人家がなかったと記憶しているんですけども、森林伐採に当たって特別な動物とか保護すべき動物とか、そういうのが見当たらないというようなことも聞いておるんですけども、森林伐採に関して特に大量の、4.9キロ区間ですけども、切られるかと思うんですが、特にそこで現地から反対なり意見はなかったでしょうか。そこを教えてください。

○田中 このアクセス道路なんですけれども、最寄りの国道が走っているところから少し海側に入るところでして、周りの状況として、森林があるようなところではございませんので、水田などです。ですから、ご心配のような状況ではなかったと承知しています。

○作本委員 ちょっと確認させていただきます。工業団地のほうから真っすぐ森林を突っ切る道路じゃないんですか、このアクセス道路というのは。海岸沿いか何かの。

○田中 2ページの地図を見ていただくと、国道1号線がありますが、そこから港まで突っ切るわけではなくて、それと別のこの道路からちょっと入るだけです。ここを突っ切るということではございませんので。

○作本委員 じゃ、Cikampekから1本、道路を造ると言っていたアクセス道路ですね。

○田中 こちらのアクセス道路というのは、最寄りの道路からの引込みのところですね。

○作本委員 わかりました。

○木口委員 再びで申しわけないんですが、23ページの生計回復プログラムのところなんですけれども、こちらのメニューを見て、それから報告書に載っている写真を見ますと、参加者はほぼ全員男性だったのではないかなと思われるんですね。それはこの時期たまたま、この3か月ぐらいの間に、男性向けのプログラムが行われたということは考えられるので問題ないと思うんですが、ただ、下のほうに、当初は調理、農業、畜産加工、漁業用等のプログラムを考えていたけれども、住民の要望を踏まえて変更したというふうに書かれているんですけども、これがちょっと心配で、もしかして男性の要望が強く通ってしまって、女性が遠慮して内容が変わってしまったんじゃないかと邪推してしまうんですね。

なので、この辺、そういうことがなかったかどうかというのをきちんと監督していただけるのと、もしそういうことが起きていた場合は、何らかのアドバイスをお願いできればと思います。

ただ、全体に社会配慮モニタリングの結果がこれだけ詳しく公開されることは、なかなかほかの事業ではないので、今後ともほかの事業でもこういった形で公開されて議論の場に出てくるように、現場の方の努力をお願いしたいと思います。ありがとうございます。

○石田委員 1番最後の24ページ目の刺し網漁の研修という写真ですが、男性だと思いますけれども、男性たちはこの後どこかの船に乗り手として作業されたというか、そういう人たちを研修したということなんですか。刺し網漁の研修ってかなり特殊な研修だと思うんですけども、多分

行き先が決まっていたりだとか、乗り手かなという印象なんですけど、どうなんでしょうか。もしそういうことであれば非常にいい研修だと思ったので、ちょっとお聞きしたくて。

○田中 もともと漁民の方々というのはいらっしゃいまして、その方々のリクエストに応じて、こういった刺し網漁の研修もしたというふうに聞いております。

○石田委員 じゃ、元から漁民で、その人たちの能力強化というか、それを少しやってもらったと。

○田中 はい。

○石田委員 わかりました。ありがとうございます。

○村山委員 先ほど木口委員がおっしゃったように、この事例は非常に情報が豊富なので、議論ができると思うんですけども、先ほどの基準とか悪化・非悪化については、このプロジェクトについてはEIAもJICAのほうで支援をしていて、しっかりつくられていて、これもウェブサイトに出ていて、そこにやや詳しいベースラインの情報もあります。モニタリングのデータのほうがサンプリングポイントは多くなっているものもあるので、単純な比較はできないんですけども、可能なものについては、そういう比較も今後やっていけるといいかなと思います。

ただ、この事例は本当にしっかりと情報が出ているので、そういう議論ができるんですけども、全体的にそこまでいくというのは非常に難しいと思います。議論がやれるものについては、そういう形でやっていただければと思います。

あと、もう一つ、アクセス道路の周辺の被害ですが、これは非常に明確な被害が出ていて、対応されているということはわかるんですけども、事前に予測はできなかったんだろうか。可能であれば予測できて、対応が事前にできていればよかったと思うんですけど、これは想定外の事態であったということでしょうか。

○田中 アクセス道路の周りの家屋への被害なんですけれども、これが起こったところがアクセス道路の横を満遍なく起こっているわけではなくて、特定のところに集中をしておりますして、局地的な軟弱地盤があったものというふうに見ています。そのために、その地点でこのような被害を受けたというふうに承知しています。

○木口委員 関連なんですけど、逆に私はこの点、グリーンバスのメカニズムが何か現地であって、きちっと苦情に現場が対応できているいいことなのかなと思ったんですけど、多分予測が難しいこともあるので、こういった形で対応していただけるのは、逆にいいケースなのではないかというふうに感じます。すみません、感想ですが。

○原嶋委員長 ほか、ございますでしょうか。

○小椋委員 村山先生がおっしゃったこともちょっと関係するんですけど、この事業はさらにまだモニタリングはやられるんでしょうか。というのは、既に補償金を受けた方がどこに移られるのか、あるいは生計回復のジョブトレーニングをされた方がどういった場所でちゃんと生計回復されたことを確認するのかというのは、ガイドラインのレビューのところでも議論したいポイントなんですけど、本件事業に限っていうと、まだ更なるモニタリングはされますかね。

○田中 実施機関としてのモニタリング、進捗確認というのは、随時今後も行いう予定です。

○小椋委員 結構です。

○原嶋委員長 助言委員会にこういう形でご報告いただくというのは、多分あまり予定されていないですよ。

○田中 はい。

○原嶋委員長 ほかにございますでしょうか。

幾つか、これから建設的な意味でのいろいろなご提言とかご指摘がございましたので、大変望ましい取り組みということで評価もありますので、ぜひまた改善して進めていただきたいと思いますけれども。

ほか、ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、一応ご報告はここで締切りとさせていただいて、今後ともこういう形での対応をよろしくお願い申し上げます。どうもありがとうございました。

それでは、ちょっと休憩を取っていいですか。じゃ、10分ほど休憩させていただきたいと思います。40分をめでに再開ということですのでよろしくお願いします。

午後3時29分休憩

午後3時39分再開

○原嶋委員長 それでは、おそろいになりましたので、再開をさせていただきたいと存じます。

5番目になりますけれども、包括的検討ワーキンググループの第1回が1月17日に開催されております。このワーキンググループでは、作本先生に無理をお願いして主査をお引受けいただきましたので、今日は作本先生からご報告いただいた後、議論に入りたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○作本委員 事務局のほうからも説明はもちろんあるかと思いますが、先ほど委員長からご指摘がありましたとおり、進め方への意見があるかもしれないということとか、あるいはPNGの件で建設施設への安全性とか、こういうことが出ましたけれども、これも関わってくるようなテーマが今回の包括検討会①、第1回目でありました。

全体のテーマは理念、気候変動に関する助言案を作成するということで、今お手元に9つの助言案として出させていただきました。1月17日にワーキンググループを開きまして、JICA側からも10名以上かもしれません、職員の方が出られて、あと、こちらのワーキンググループ委員の方から10名、石田委員、織田委員、掛川委員、重田委員、谷本委員、林委員、日比委員、山岡委員、山崎委員、プラス作本で行いました。回答を出された意見・コメントの数は96に及びます。夕方6時のJICAの門限まで、ぎりぎりまで意見を交換したということで、5分前に終わっているんですね。そういう意味で、積極的に意見交換ができたと思います。

ただ、委員長がおっしゃいましたように、十分な意見交換ができたか、私の進行役がうまくいかなかったということはあると思いますので、ぜひ次回以降に役立てていただけることを希望いたします。

今回、今お手元の資料、①回目は理念と気候変動、この大きな二つについて5つの、事務局側からの論点が表示されており、それについて、さあどう考えるかと。事務局が表示してくれた論点というのは極めてわかりやすく、我々はただイエス、ノーで答えられるようなものばかりじゃなく、難しいものが多く含まれていることはありますけれども、そういう提起方法だったものですから、とても助かりました。理念についてゼロから何を盛り込むのかという議論をやりましたら、恐らく時間的には全く無茶なことになります。

そうということで、ここでは第1回目では論点1から5、合計5つの論点について内容紹介が出され、これについてワーキンググループの討議を繰り返した後に、事務局のほうにお手間をかけましたけ

れども、事務局のほうで、いわゆるロングリストと呼んでいますけれども、議論をまとめていただいて、それに対して、限られた期間でありますけれども、メール審議を行って、今日この助言案に到達したという形であります。

そういうことで、5つの論点についてそれぞれ議論されたので、今お手元にある事務局からの配付資料であります、こういう理念と気候変動に関しての二つの資料を見ながらご検討いただければありがたいと思います。

ちょっとその前に私のほうから、申しわけないんですけれども、この5つの論点の中に合計二つの柱があるということ。もう既に理念という総枠に関する部分と、いわゆる気候変動という個別のテーマについてどうするのかということは、一緒に議論になっちゃっておりますが、それ以外に、先ほどインフラ安全性というテーマもありまして、大きく二つ、上から見る理念の問題と個別の問題が一緒になりましたので、そこでのやり取りでの交じり合いというか、そういうものがあった感じがいたします。

お手元の資料、かなり詳細なものを事務局が作ってくれました。1.1、あるいは1.2の論点、これは最初の資料になりますが、これはわかりづらい不可分のテーマでありますので、これは理念をどうやって構成するかという観点から、この助言案は一緒に通してまとめております。

ここでの1.1で示されたものは、それぞれ個別にJICAさんが提起された論点を読み上げさせていきたいと思いますが、開発協力大綱、質の高いインフラ投資の促進等の政府方針への対応、こういうのが全体テーマになっているわけですね。1.2についてはSDGsやパリ協定といった国際潮流への対応ということで、1.1は日本の国内での開発協力大綱をはじめとした施策、方針であります。

私自身も若干、この政治的なものも入っていると、開発協力大綱だから立派だという理念に据えるべきかどうかという疑問を持ちつつ、SDGsというもう一つ国際社会が今ようやく到達した、これは理念と言えらると思います。理念と言っているかどうかは、また皆さんの意見をお伺いしたいです。あるいはパリ協定、我々に1番身近な気候変動の問題ですね。それをどう対応させてこれを組み合わせ、この理念の中の構成要素にするのかということになるかと思えます。

そういう意味では、理念の構成要素をめぐる議論がこの理念の部分でして、何をいかに含めて、このガイドラインの中にこれをどう盛り込むかということが議論されたかと思えます。

JICAからの二つの論点、国際潮流と国内の開発大綱という政策指針ですね。流れをいかに理念の中に取り込むのかどうかということが、議論になるかと思えます。それらの位置づけに焦点が集まりました。委員が日常重要と考えているところの要素、考え方、こういうものが理念の中で闘わされたと思えます。

ちなみに、お手元にあるこのJICAのガイドラインの理念のところを見ていただければ、全く違う書きぶり、これ以外のことも含めて書いてあるわけですね。かつてのJICAのガイドライン時代との間の違いがあるんですね。およそ10年前には国際社会の社会、経済、環境について、いわゆるSDGsが言っているようなことですが、これらを一体化したような考え方は一般化していませんでした。SDGsは、環境から貧困までの問題や、そして経済は持続的な経済へということを取りまとめたわけでありまして。こういうような考え方がない背景の中でかつてのガイドラインが生まれたと。そういうことで、SDやSDGsの前身であるようなMDGsだとか、あるいはグローバルコンパク

ト程度があった、そういう時代背景があったかと思います。

そこでJICAのガイドラインを考える理念として、何をどういう構成要素でもってこれを説明するか、組み立てるかということが一つの課題になるわけですが、もう一つ投融資の問題があるわけですね。民間投資、民間の活動も入ってきていると。JICAのこれまでにない民間的な発想、これをどうやって、今回、初めて取り入れるのかということについても、我々の環境社会配慮に対する姿勢をどう取るべきなのかを問われているということになります。もちろん、これまでも赤道原則だとかIFC、赤道原則の下にある民間の融資、こういうようなところも我々の頭の中をよぎっているわけであります。

もう一回ちょっと戻りますと、この理念の中でJICAさんが提案された論点の前半部分、国内的、1番目に協力大綱とインフラ投資の促進等の政府の方針がありますから、論点の1.1には国内的な潮流が、1.2のほうには国際的な潮流がということで、これをいかに組み合わせるかということになってくるかと思います。

JICAさんの事務局のほうでは、この二つを組み合わせることによって理念を構成するというような考え方に立っているかと思われます。ただし、これをいかにどうやって組み合わせるのかということになってくると、ワーキンググループの場で多方面からの議論がありました。人権概念、今回のガイドライン関連資料にはうたっていないんですが、環境社会配慮が入るとどういう意味なのかというようなことがあります。旧GLにはこういう人権部分はもちろん書かれているわけでありましたが、SDGsの上にさらにそびえ立つような、いわゆる基本的人権のような価値観の置き場所、さあこれはどうするのかと。こういうことをどの程度まで入れながら、また、ただ併記すればいいだけなのかどうか、あるいは、上下関係に結びつけられるのかということを考えながら、環境社会配慮の在り方というものをもう1回考えると。必要が出たというふうに記憶しております。

あと、特に林副委員長から出された意見で、理念と開発協力大綱と、特にSDGsとの関連、これはどういう関わりにあるのかということに、やはりよく考えなければいけないということも指摘されていたと思います。さらに、これからの予測できないような自然災害リスク、JICAの基本姿勢、ここには、もしパリ協定のような温暖化対応みたいなことを触れるとすれば、どこまで入れるのかというようなことがありますから、基本姿勢をどう表現するのか、あるいは持続性やレジリエンスという明確な視点が欠けているのではないかといった意見。あるいは、今日は日比委員がお見えでないんですけれども、パリ協定や石炭火力案件が、当然関わってくるんですね。これについて、いわゆる前文の中で、特定セクターの議論までここに取り上げるべきなのかどうか、理念の中にこれまで言及すべきかどうかというような議論もありました。

ちょっといろいろと前段階が多くなって申しわけありません。

それでは、項目別に助言案1から追いながらご紹介したいと思います。もし不十分であれば、また参加されました委員の方が多いので、ぜひ、間違っているとか、あるいは追加をされていただければ助かります。

助言案の1ですが、全体の国際潮流から国内の大綱を巡るような方針の順で記述すべきであろうと。先ほど論点1は、国内の政策があって、次に国際的な潮流をご説明したわけでありましたが、SDGsはやっぱり理念に匹敵すると。だけれども、国内の大綱については、私自身はどちらかといえば日本政府の施策というか、方針をかなり色濃く受けたものというふうに感じておりますので、

その位置づけ、あるいはこれを場合によってはGLに「序」という部分があるそうですから、そんなところに記述するかという交通整理の問題があります。

あと、人間の安全保障、あるいは国際協調主義、こういうのはやはり国際潮流の中で外してはいけないといったような考え方も助言案に併記すべきではないかということがありました。質の高い成長とそれを通じた貧困撲滅の重点課題の一方針として「質の高いインフラ投資の推進」、これは日本の政府が特に強調しているわけですね、インフラを通して日本が貢献できるんだという、質の高さ、あとインフラ投資、これは今、日本が海外に一生懸命ODA案件その他を含めて、民間事業を含めて支援しているわけでありましてけれども、この位置づけの順番についても議論がありました。

この質の高い成長とは何なのかということが何人かから出ましたけれども、私自身は経済的な成長、概念だけで捉えないためには、環境との調和の配慮、あるいは経済社会の持続的成長、地球温暖化対策の観点などを含めて、さらに基本的人権あるいは公平性、透明性、説明責任といったことが議論されましたけれども、これらの基本概念、ベースになるような概念と結びつけて示すべきであらうというようなことがありました。

実は私個人の主観になるんですが、開発協力大綱の中に持続可能な開発という表現はずばりは使っていないんですね。時代背景としては当然の概念かと思われそうですが、外務省の解説とかを見るとそこらには入っているんです。ただ、開発協力大綱では、古い記憶でありますけれども、そこにはSDGs採択以前になりますけれども、自助努力とか持続可能な開発というか、そういう概念が既に一般化された時代があったにもかかわらず、ストレートに入っていないというような気がしています。ですから、やはり日本政府の施策と方針とSDGsをどうやって結びつけるかというところが、一つの焦点になるんじゃないかと思います。

私自身には、ちょっと項目に入る前に、やっぱり理念は個別のテーマ検討がすべて終わった後にもう一回、もしできれば振り返っていただいて、整合性を保つというようなことを作業でやっていただける、あるいは「序」の部分と理念の部分の使い分けをどうするのかというようなことをと。もちろん事務局から会合で説明がありましたけれども、GLの中で「序」とこの「理念」の使い分け、これをどうするかということにもご配慮していただければというような意見があります。

じゃあ、助言の1からいきますけれども、案の1、ここでは、今申し上げましたとおり、国際潮流から国内の大綱を巡る方針の順に記述すべきであるということ。ここでは人間の安全保障、国際協調主義、こういうようなほかの考え方も入れるべきであると。

あと、「質の高いインフラ投資の推進」というのは、この開発協力大綱の中に入っているわけですがけれども、これは質の高い成長、あるいはそれを通じた貧困撲滅、これはSDGsとも重なる大綱の部分でありますけれども、その重点課題の一方針として「質の高いインフラ投資の推進」という、今回JICAさんが出されたこれを位置づけるべきであるというような議論がありました。特にこの質の高い成長、成長という場合には経済成長というふうに、私はイメージしちゃうんですけれども、その概念だけで捉えないために環境との調和への配慮、あるいは経済社会の持続的成長、あるいは地球温暖化対策の観点を含め、人権、公平性、透明性、こういうような概念をも含めるべきであるというようなのが、今のが助言案の1番目であります。

助言案の2番目、開発協力大綱の前文がいうところのいわゆる女性とかジェンダー、あるいは社会的弱者となり得る地域住民の視点をも、この理念の中に入れるべきであるという意見がありまし

た。

助言の3番目、環境社会配慮、環境影響評価の認識方法にはミティゲーション・ヒエラルキー、世銀等のESSなんかでもこういう表現が出てくるわけですが、ミティゲーション・ヒエラルキーといった考え方もあるので、これを明記するのも一案でありましようということが提案でありました。このミティゲーション・ヒエラルキーは何なのかということについては、助言案の中に書いてあります。

3番目をちょっと見ていただければわかりますが、ヒエラルキー、回避から始めて、次に回避ができれば最小化、最小化ができれば緩和、緩和ができれば代償という考え方でありますけれども、これが避けられないといった場合には、最小化、緩和策でオフセットすべきというような場合もあると。中レベルから小レベルの環境社会リスクに対しては、最小化の取り組みが適切だという考え方もあるということで、数名の方から、ここにおられる山岡さんを含めて、こういう考え方や認識方法が示されました。

次に助言案の4に行きますけれども、これは次世代への視点、持続可能性という点ですが、防災関連のレジリエンス、こういう視点をも含めるべきではないかと、入れるべきであるということですので。

助言の5番目、JICAには国際的関心の石炭火力の基本姿勢、これをうたうべきだという考え方が、今日は欠席ですけれども日比委員からありました。具体的にこういう特定セクターを入れてまでの理念を組むべきなのかどうか、これはもう全く価値観が違うところでありますから、さあ、それについてどうかということで、6番目に書いてありますが、むしろこの全体会合でこういうところまで議論すべきなのかどうかということをご諮りたいと思います。今のがいわゆる理念のところがあります。

次の1.3から1.5の論点については、むしろ個別テーマとしての温暖化であります。JICAの論点指摘は、事業によるところの温暖化効果ガス排出量の推計のほうについてであります、1.3が。1.4は、技術的・財政的に実現可能で費用対効果のあるところの温暖化効果ガス排出量削減のための代替案の分析、これが1.4。1.5が、世銀にはESSの4番というのがありますけれども、この構造物の設計に対するところの気候変動の考慮というような、先ほどPNGで出た案件とも関わりますが、こういうふうなことがあります。

配付された資料に添付されており、今もお配りされている資料の中に、この温暖化効果ガスの排出量の推定計算を、ご存じのFITと呼ばれる計算法に基づいて、いわゆるベースライン、何もなかった状態から何もしないというレベルからのシナリオ比較をやることで、排出量の削減評価を運用上位置づけている状態が紹介されております。これが今現在であります。ガイドラインにはまだこれに関する記述がないということで、このガスの排出の算定方法あるいは報告を入れるということには、おおよそ反対はなかったかと思います。けれども、そう課題を真剣に考えなきゃいけない段階にあると考えられます。

これに関し、資料の2ページにありますように、世銀、IFC、ADBという国際機関の比較表が示されておりますが、ここでは明確な予測定量化のための指標だとか閾値、あるいは排出量の計算の頻度、あるいは情報公開の方法までが細かく規定されております。ということで、ここはどうやってJICA側が取り込んでいくのかということが一つの議論になりました。方向自体には特に異論がな

かったと思います。

助言の6番目でありますけれども、効果ガスの総排出量の推計というのは、国際的に認められた方法で実施が必要であろうと。ただ、ここでサプライチェーンまでどうするんですかと。やったほうが好ましいのはわかるのでありますけれども、実際はかなりの困難が伴うということで。直ちに困難なので、中長期の課題にこれは位置づけるようなことでいいんじゃないかというようなことが、助言の6番目。

7番目、ここでは、気候変動全体の問題といかに個別の削減、事業での削減に結びつけるかということがありました。この場合に国際社会が共有するところの削減目標は、本質的に検証されることが重要であるというような意見があり、また個別事業をガイドラインの対象にいかに整合させるかということには慎重な議論が必要である。全体の議論と同時に我々が抱える個別の案件、事業についてどうやって整合させるのかという筋道については、慎重な議論が必要だというような助言がありました。

昨今、この気候変動の問題が深刻に捉えられておりますので、これに対してどういう姿勢を示すのかということが、我々にとっては問われているテーマかと思えます。

論点の1.4であります。技術的に実現可能で費用対効果のある、よく出てくる文言になりますが、これに対して温暖化効果ガス排出量削減のための代替案分析、その代替案分析をどうするのかということなのでありますけれども、代替案分析の方法が分析調査の各段階で対象範囲が違う、各国際機関で違うといった課題があると。BAT、利用可能な技術ですね。これを採用することなどを勘案して、代替案の検討を実施すべきだというような意見がありました。

ただ、ここで実現可能で費用対効果、これに合わなければ、いわゆる市場ルール、これに合わなければできないのかという、そういう一つの反論もあるかと思えます。

論点の1.5、世銀のESSの4番、これは構造物の設計に対する気候変動の考慮ということで、最近ここでも議論しているような、いわゆる自然災害からの影響、そういうようなものをどうするのかということでありまして、ちょっと今の上までの議論とは違うかもしれませんが、若干この気候変動ではダブる構造物の設計に関わるところであります。

構造物の設計、建設面での気候変動の考慮というのは、本ガイドラインの下では、1番目と2番目がありますが、2番目は、構造物への影響が顕在化した際のそれに伴う環境配慮の視点からを念頭に置くのが適当だと判断されること。いわゆる影響が顕在化した後ということで示されているわけでありまして。

配付資料の1.5には世銀のESSの4番目との関連で説明がされております。おおよそここでは、ESSの4を参照する形で、このJICAガイドラインに取り込んでいくという方向で、特に議論がなかったかと思えます。ただ、コモンアプローチという議論がまた後々出てくるかと思うんですが、国際機関との協調、基準等の手続とハーモナイズさせることというのが出てきますが、この辺りがどうやって具体的に個別にかかってくるのかは、まだ議論が残されたままです。

大体、以上が、私がちょっとメモしたところの流れになります。もし、参加されている委員の方がたくさんおられますし、事務局からもちっと説明が間違っているというようなことがあれば、ぜひ補っていただければと思います。

以上です。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ほかに多くの方がご参加いただいておりますので、追加等ございましたら遠慮なくご発言ください。

○山崎委員 5番のところで、一応両論併記ということで記載されておりました、この部分をちょっと私のほうで言及したのもあるので、多少ちょっと補足させていただきます。

国際的な流れとして、パリ協定等脱炭素社会の構築に向けた動きがあると。これは国際的な流れとして否定するものではないというふうに考えております。

さらに、一方で、5番で言っている石炭火力発電所への支援の考え方を明記すべきという委員のご指摘がある中で、私のほうで申し上げたのは、この石炭火力発電所をやる、やらないということについて整理すべきであるということではなくて、私の委員としては、ガイドラインの理念というものに対して特定の1セクター、これを言及するということは多少バランスを欠いているのではないのでしょうかという話をさせていただいております。

例えば、我々の組織の例でちょっと恐縮なんですけれども、1番上の上位概念として経営ビジョンというのがありますと。その下に環境方針であるとか人権方針というのがあり、さらにその下に環境社会ポリシーフレームワークというリスク管理の枠組みというのをつくり、そのフレームワークのさらに下に、特定のセクターについてその方針を言及しているというような事例もございますので、1番大きな概念である理念というところで1セクターについて言及するというのはバランスを欠いているのではないかという意見を併記させていただいたということでございます。

○原嶋委員長 今の、まずほかに、全体にわたって出席の委員から補足ないし確認しておきたい点がございましたら、まず頂戴した後、幾つか個別のご指摘事項について触れたいと思いますけれども、ほかにございますでしょうか。

○掛川委員 1.のところなんですけれども、作本主査からご説明をいただいたとおりなんですけれども、1番最初にガイドラインの「序」についてはというところがありまして、実を申しますと、最後のメール審議のときも、私もここをどういうふうに、もしかしたら変えたほうがいいのかなと。実を言うと、理念に落とし込むべきなのか、この「序」として書くべきかというのは、私個人でも非常に迷いました。

作本委員からもお話がありましたが、現状のガイドラインですと、「序」はかなりテクニカルな意味での背景を書かれているかなと理解しています。現状の理念ですと、本当に理念に当たるところが一段落として非常に簡潔に書かれていると思うんですけれども、今後の改定のところでは、もしかしたら今回書いておりますガイドラインなどについては、SDGs達成に向けた及びパリ協定云々という、そこも含めて、もしかしたら理念の中に入れたほうがいいのかなと思ったりもしていたところです。

ですので、先ほどありましたけれども、全体をもう1度議論した後で、最後に、「序」をどういうふうにするのか、本当にテクニカルなバックグラウンドにするのか、もしくは理念を支えるような形での「序」にするのかというのは、最終的にもう1度議論されるか、JICAさんのほうでご検討いただければなと思いました。

一応補足です。

○田辺委員 JICAの所掌範囲ですか、JICAが決定できることじゃないことをガイドラインに入れ

ていくというのは、私はあまりよろしくないと思っていて、石炭火力への支援の是非についてはJICAが決められることではないですし、それから開発協力大綱をどういうふうに解釈するかとか、それから質の高いインフラがどういう政府の中の位置づけ、開発協力大綱と位置づけになっているかということはJICAが決められることではないので、それをガイドラインに入れていくということはあまりよろしくないかなと。

○原嶋委員長 今のは5番のところですね。

○田辺委員 5番と、あと1番の中でも幾つか、1番の後段がちょっと。質の高い成長とか質の高いインフラ投資をこういうふうに位置づけるべきという話になっていて、この辺りがちょっと、今すぐテキストをどうという話ではないんですが、果たしてJICAがこういう提起をできるのかどうかということですね。

○原嶋委員長 主に1番、5番で幾つかご指摘がございますけれども、ほかにご指摘事項、あるいはあらかじめ問題提起を必要とすることがありましたらお願いします。

○長谷川委員 ささいなことで申しわけないんですが、2番のところに女性云々のところにアンダーラインがついているんですが、これは何か意味があつて。

○作本委員 誤植だと思います。

○原嶋委員長 いや、これは下に下線部分を反映すべきという。

○作本委員 書いてあるんですか。失礼しました。

○原嶋委員長 こういう表現がいいかどうか、これを残したんだと思いますが。ですよ。

ほか、ございますでしょうか。

○掛川委員 今、田辺委員から指摘があった、特に1に関するほうなんですけれども、実を申しますと、この検討委員会のときに、質の高いインフラ投資の促進というのを理念の中にストレートに入れ込むべきか否やという、そこが一つ議論になりまして、大きな理念のところでSDGsとか、そういった大きなフレームワークのところに、非常にストレートな言い方のこのインフラ投資ということが入るのはおかしいんじゃないかとか、そんな議論も多々ありました。

そうではなくて、やはりインフラ投資を促進というよりも、まずは質の高い成長、これはまさに開発協力大綱の中にも入っていますし、日本も全体でやっていることなので、その大きなフレームワーク、指針をそこに入れて、当然大綱の中にも入っていますけれども、質の高い成長は何ぞやというところに、当然質の高いインフラ投資であるとか、そういったこともあるので、そういう意味で、理念の中での順番としては、質の高い成長のほうを上に出してという、そういう意図でこちらはまとめられたと理解しています。ですので、大綱自体を私たちの中で解釈するということはしていないつもりです。

○原嶋委員長 幾つかありますけれども、ほかにも問題提起が必要なところがございます。あと、後ほどちょっとJICAのほうから何かコメントがあれば。

○重田委員 今の発言の補足になりますけれども、むしろこれはJICAさんのほうで質の高い成長というのも理念のところに書かれていたもので、我々はむしろそれをなぜ入れるのかというのを補足していったというところですね。ODA大綱の中に、質の高い成長があるので、それを一つの方針としてこれを入れていくということ、環境と調和の配慮、経済社会の持続的成長、温暖化の観点をちょっとここを補足して入れたということですね。補足まで。

○原嶋委員長 ほか、ございますでしょうか。

○村山委員 一つ、5番の点で石炭火力の話があるんですけども、これについてはむしろ何か1.4のほうが入れるとすればあるのかなという気がします。石炭火力の扱いについて、例えば費用対効果の考え方とか代替案の考え方というのが特別に書くとすれば、ここに書いてもいいのかなという気がしました。

あと、9番ですけども、少し意味がわかりにくいので教えていただきたいんですが、(1)と(2)の違いは、特に(2)について、構造物への影響が顕在化した際のそれに伴う環境影響の視点というのは、これは事後に対応するということなんでしょうか。それとも、事前にこういう観点から配慮すべきということなのか、そこがわかりにくいので教えていただければと思います。

○作本委員 今の村山委員からのご質問なんですけれども、これについては、先ほど技術委員会がもう一つ、ほかにもあるかもしれませんが、各案件について検討する場がJICAさん側にあると。強度とか安全性ですね。そういうことで、これよりもむしろ2番目の環境社会影響、構造物の影響を顕在化、とりわけ温暖化との関連で、この後者を念頭に置くことが重要だろうというようなことがあります。構築物の安全性だとか気候変動への対応、そういうのは1番目で組まれるけれども、むしろここでは2番目のほうを強調したほうがいいんじゃないかという意見なんです、それがもしおかしければ、また言ってください。

○村山委員 まだ十分理解できていないんですけども、内容的には気候変動に対する適用、アダプテーションということですかね。今後、気候変動が激化した場合を事前に、あらかじめ配慮して、建築物等の開発を検討するという意味でしょうか。

○作本委員 ご指摘ありがとうございます。1番の構造物のいわゆる表題に書いてある設計段階における安全配慮・強靱性の視点ではないかと思います。どうやってつくるのかという、そっちのほうに重点が置かれたのが(1)ではないかと思います。後半の(2)ほうは、むしろ影響が出ちゃったらどうするのかと。それに伴う影響の視点というふうに整理していたのではないかと思います。

○原嶋委員長 じゃ、事務局のほうから補足をお願いします。

○加藤 これは(2)のほうは、具体的に山崎委員からも鉾山の尾鉾ダムの例を挙げていただきました。安全性に配慮して設計をしているにもかかわらず、気候変動の影響で仮にそのダムが決壊をしたというときに、尾鉾ダムに堆積していた有害な鉾物が下に流れて、下のコミュニティに影響するという場合に、まさに環境社会影響が起きるわけですから、その影響の分析をするというところが環境社会配慮の文脈で適当ではないかと考えられます。

最後に「ただし」と書いているところが、山岡委員からもご指摘を受けたところでございますけれども、こういった設計の、仮に何か起こったときのリスクをどの範囲まで検討、事前に予測して、それに基づく環境社会配慮をするかというところは、非常に技術的にも難しいところではないかというところが、課題として挙げられております。

○原嶋委員長 今、問題は影響が顕在化した際という言葉が引っかかるんですよ。リスクだと顕在化しない前の問題もありますし、今、事後とおっしゃいましたけれども、そこがちょっとあるのと、もう一つは、1番に強靱性と入れている。これはレジリエンスをもし含めるとすると、気候変動のリスクもそっちに入っちゃう可能性も、捉え方にもよりますが、あるんですけども、いずれにせよ、1番大きな問題は、2番目の構造物の影響が顕在化した際のそれに伴う環境影響という書

き方がありますがけれども、単純であれば、構造物に顕在するおそれのある環境影響とかというふうになれば、もう少しクリアになるというのはありますよね。

あと、強靱性を上に入れているのはちょっと、村山先生どうですかね。ちょっとそこもやっぱり気候変動のリスクを考えると、今ちょっと捉え方、理解の仕方は人によって違うと思いますけれども、強靱性をアダプテーションの中でよく使われているので、もしかすると単なる安全性を超えて気候変動のリスクになるので、下に持っていくか、あるいは上を削除するかというふうにしたほうがクリアになる。これは強靱性ってレジリエンスのことですよ。多分そういうことですよ。

○重田委員 そうですね、私がこれを申し上げたんですけれども、やっぱり今、自然災害で建物の、いろんな台風だとか、いろんな自然災害が結構いろんな建物に影響していく可能性があるという、その意味で、構造物のやっぱり強靱性というものが必要じゃないかという点でここに入れたんです。

○原嶋委員長 それは多分考慮すべきことなので、ここでいえば後ろ側に入る可能性がありますよね。

○山岡委員 (1)のほうは、むしろ設計における視点というような位置づけで、2番のほうは、もうちょっとわかりやすく言うと、例えば気候変動で洪水とか豪雨が発生して、それが構造物を壊す可能性も、今、高くなっているんで、そういう破壊をした場合、先ほどダムの実例が出ましたけれども、じゃあ実際に破壊した場合にどういう影響が起こるのかというようなことで整理されたんだと思います、ここは。

ただし、最後に私が付け加えたのは、言うのは簡単なんですけれども、具体的に、シミュレーションとかいわゆる破壊リスクを考えて、具体的にどれだけの被害が発生するのか。例えば、ダムが洪水で破壊した場合に、その確率と損失額をシミュレーション等で予測することはできるんですけれども、これは相当な労力とか技術的にも難しいものがあるので、これは理念で書くことは可能だと思うんですが、次のステップで、具体的にどこまで突っ込んでやるのかというのは、これは相当大きな課題ではないかという指摘をさせていただいたということです。

○原嶋委員長 とりあえず今は仮にしておいていただいて、ほかに何か問題提起はございますか。ちょっと戻って幾つか大きなところが。

まず、田辺委員からどうぞ。

○田辺委員 もう一つは、質の高いインフラに関してなんですが、私の理解では、この言葉というのはインフラシステム輸出戦略の、日本の行政文書の中ではそこなのかなと思ってまして、つまり、毎年変わる文書なのです。出てくるところが。だからそういうものをどこまで入れ込むのか。ガイドラインは10年もたせる文書なので、要は戦略、いわゆる閣議決定で戦略レベルのものというのは毎年変わるんです。政権が替わるとキーワードが全部変わるので、そういうものをここに入れておくことが果たして必要なかはあると思います。

○作本委員 今のところは随分議論された点だと思います。会議の途中で事務局に、「序」というのがありましたねと質問しました。「序」に何を盛り込んで、理念には何を盛り込むんですかという区別辺りから、我々も少し頭の中がもやが晴れてきたような感じがいたしました。

前のこのガイドラインを見ますと、やっぱり「序」が全体的な大きな流れ、日本政府の方針、そういうふうなものを歴史の流れとしてよく書いているんですよ。こういうふうなところに例えば新しい事業が入ったとか、どういう制度が入ったという流れが表現されて、理念そのものは、いわ

ゆる環境社会配慮が重要だよと。その根底には人権その他の考え方があって、本当に半ページというほどのガイドライン、1ページに書いてある、こういうような見せ方になっているかと思います。

ですから、ここでは、開発協力大綱という文字をこの理念自体から外しちゃうことはよくないかもしれないけれども、内容まで入ってここで解釈説明するのはかなり負担なのかなと。私自身も、JICAさんがこの理念を構成するに当たって合計4つ、国際的な潮流が二つ、国内的な考え方というか、そういうものを含めて二つ、合計4つを組み合わせることで理念を、「序」の考えがなかったものですから、組み合わせれば何とか構築できるんじゃないかというふうに考えていたわけですが、「序」というものを利用させてもらうことによって、理念をもうちょっと崇高なものだけに、「べき論」のところに引き上げるということも可能かななんて、ちょっとそういうことも後で考えました。

以上です。

○折田 企画部の折田です。

田辺委員のほうからいただいたコメントについて、質の高いインフラ投資についてどう取り扱うかということ直接というよりは、事実確認として一つ添えさせていただきます。先般の回答表のところでも記載し、ご説明もさせていただいたところではありますが、質の高いインフラ投資自体は、おっしゃるとおり、もともと日本政府が2015年に提唱してきたものです。これが2016年の伊勢志摩サミットにおいてG7で合意され、その後、昨年の6月にG20において20か国で合意しているものであります。これが経済協力インフラ輸出戦略にも言及されていますし、その戦略自体は毎年変わっていくものですが、一方で、何年続くかというのは別として、今言及している質の高いインフラの潮流、ODAを取り巻く環境の一つとして記載しているところの質の高いインフラというのは、20か国の国際間でもって合意した流れである、ということ添えさせていただきます。

6つの原則の内容については、よくご存じだとは思いますが、まさに社会配慮や環境配慮、それから持続可能性など、そういったものを一つ一つ挙げていながら原則を6本立てているものです。従ってインフラ輸出のためにつくったというのは必ずしも当たらない部分があるというのは、これは私の解釈の世界ではございますけれども、併せて添えさせていただきます。

○原嶋委員長 ほか、ございますか、問題提起。

○小椋委員 6の温室効果ガスなんです、ここで一応助言案を皆さんがもんでいただいて、定量的に把握するのは難しいねというような議論をされているんですが、これは実は2月21日に費用便益のところでもう一度議論をするような立てつけになっているんですよね。ガイドラインのレビューの議論の進め方がよくわかっていないので、確認したいんですけれども、もう1度そこで白紙で議論するのか、ここで助言案を下敷きにして議論するのか、どうしたらいいんでしょうか。

○源氏田委員 今の6のポイントでちょっと追加で確認をさせていただきたいのですが、二つあるのですが、まず、対象となる事業、GHG総排出量の推計が一定以上の排出量と書いてあるのですが、これはどれぐらいのものをイメージしているのかというのが一つ。それから、あと温室効果ガスの排出量のスコープなのですが、JICAの配っていただいた資料によると、世銀だとスコープ1のみが対象で、あとIFCとADBはスコープ1と2が対象ということになっているのですが、この助言案を読むと、スコープ3は難しいよねというのはわかるのですが、スコープ1と2については、1と2を両方とも網羅するのか、あるいはスコープ1だけなのかというのは、そこら辺は議論されたのかという

のを教えてください。

あるいは現状について、もし事務局のほうから教えていただけるようでしたら、教えてください。

○加藤 事務局から補足申し上げます。「一定以上の排出量」という記載につきましては、今回の助言委員会での議論では「一定以上の排出量が想定される事業」という点で収束し、特段ある特定の数値水準というものはなかったかと思います。ただ、一方で、参考になる指標という意味ではIFCやADBの基準があり、CO2換算でADBはスコープ1とスコープ2の合計が年間10万トン以上、IFCの場合はスコープ1、2で年間2万5,000トンという数値が出ております。こういったものを鑑みながら、一定の排出量以上の事業のGHG総排出量を計算していくという点が、助言の一つにまとまっているかと思います。

スコープをどこまでの範囲とするかというところについては、今回の議論で特段収束をみているところではございませんけれども、ご理解のとおり、スコープ3までスコープに入れると非常に算出は難しくなるというところは、皆様の議論であったかと思います。

○源氏田委員 すみません、現状で今、JICAでプロジェクトの温室効果ガス排出量を推計するときには、スコープ1と2も入っているのでしょうか。ちょっとそこを教えてください。

○加藤 すみません、今日は気候変動対策室が出席をしていないので、お答えが限られますが、今の計算の仕方というのは、気候変動の削減効果があるものについて、削減効果の差分を算出しているというところでございます。

○源氏田委員 今日のご担当の方がいらっしゃらないということなので、また後で教えていただければと思います。

○原嶋委員長 いずれにしても、3は今取り組むつもりはないんですね。それは確認します。今の点はちょっとポイントですから。

ほかにございますか。どうぞ、島先生。

○島委員 9番の提言で1点、コメントで一回戻したいんですけれども、気候変動のリスクがあって、災害とかを含めて設計の妥当性を考えるということ、ESSの4番で言っていると思うんですが、これについてハードだけに寄っているなという印象があって、それはESSの4番がもともと構造物の設計に始まって、そこに気候変動が付け加わっているからだろうと思っているんですけれども、こういった気候変動の影響を考慮する上で、ハードだけではなくて、恐らく事故とかが起きたら避難をするとかの避難訓練とかのソフト面であったり、あるいは保険ですよ。何かをカバーするか、そういったファイナンスの面とかといったようなところの対応も、本当は必要じゃないかなとは思っていたので、この提言に関してどういうコメントという意見ではないんですけれども、気候変動を考慮する上では、そういったところも含めるべきではないかということをやっとコメントさせていただきます。

○原嶋委員長 今のは多分、影響とそれに対する対策で、ハード的な対策とソフト的な対策があると思うんですけれども、今はどちらかというと対策側の話をされているので、ここでは考慮すべきインパクトなので、そこでソフトとハードというのはあまり分けにくいだろうと思うんですよ。それはインパクトが起きたときに、構造物で対応するのか、そういうルールづくりとかで対応するのかということなので、その点のご懸念はあまりないんじゃないかと、分ける必要はないんじゃないかというのが、今の伺った限りの印象ですけれども、そんな感じでよろしいですか。

○山岡委員 そうだと思います。

○原嶋委員長 それでちょっと全体に戻りまして、幾つかご指摘がございましたので、あとJICAから何か申し上げておきたいことが、事務局ないし企画からありますかね。

どうぞ。

○小島 すみません、しょうもないことなんですけど、誰かがいつか言うと思っていたんですけども、5番のところで矢印を使っておられて、お願いします。

○原嶋委員長 全体の文章等も違う感じ、そこまで言うとなんだけれども、それでちょっと全体を俯瞰していろいろご指摘いただきましたので、1番から順次確認させていただきたいと思います。

まず大前提として、ワーキンググループでのご努力を尊重させていただくというのが、たしか助言委員会の運用規則にもありましたので、それを前提に、まず1番目ということで、特に問題になったのは8行目以降、対応する一つの方針として、「質の高いインフラ投資の推進」があると位置づけるべきというところをあえて言及していただいている、その中身について少し具体的に書いていただいていますけれども、この言葉をどうするかということですが、ワーキンググループでのご議論、あるいはJICA側の理解としては、必ずしも一過性の方針ではないので、10年、どうなんでしょうかね、私もわかりませんが、それなりにリスペクトすべき方向性ではないかということですが、現状のままで大きな差し支えは感じられるかどうかですけれども、いかがですか。

特に今のお話を伺っている限り、ワーキンググループでのご議論、あるいはJICAの認識を尊重させていただければ、今後も、多少言葉尻とか、いろんなことでの変更というのは出てくるかもしれませんが、大きな方向性としては、今後10年という期間の中でも尊重されるべき方向づけということであれば残すということです。

あと、ほかの文章、ちょっと気になったのは、上は気候変動対策で下は地球温暖化対策と書いてあるのがちょっと気になりましたけれども、それはちょっとマイナーなんですけれども、いかがでしょうか。今伺っている限りでは、現状の原案のままということでご理解をいただけるような範囲ではないかと思いますけれども。

○田辺委員 そうですね。ここの部分だけではないですけれども、多分一旦ワーキンググループにほかの意見も含めて検討いただくということで良いのではないのでしょうか。意見は意見として述べさせて頂いたのですけれども、それを多分、最終的にどう扱うかは……

○原嶋委員長 差し支えなければ、この場である程度コンセンサスをつくりたい。差し支えなければですね。どうしてももう1度フィードバックして再度プロセスをとということであれば、それを行う必要がありますけれども。

ほかに。

○作本委員 今のご意見はありがたいんですけども、ワーキンググループのほうにもう1回戻されても同じことで、交通整理が難しい。私自身も、JICAさんが「序」の部分はどうやって位置づけるかと質問させてもらったときに、「序」は今までの経緯であり、流れであり、日本政府の立場も若干ここに現れるというようなことを言われたときに、さっき少し不安が解消したということを書いたんですけども、「序」に置く部分と、私は最初は4つの構成要素しかないと思っていましたし、手の中に4つの駒しかないから、国内と国際をどうやって組み合わせるのがいいかなぐらいし

か考えておりませんでしたけれども、「序」に落とす部分と理念、理念は今現在SDGsをプラスする程度でむしろいいんじゃないかと。理念の構成自体は大きく触らなくてもという、そういう感じがしまして。先ほど委員の方からJICAができないことは言うべきではないという、それはもう私も鉄則かと思えますから、むしろそれは政策の流れとして「序」に、前に出したコメントと違って恐縮ですけども、「序」にうたう部分と「理念」にうたう部分を峻別して、理念はやっぱりSDGsぐらいのところなんですかね。あるいはパリ協定から、引き出すかどうかわかりませんが、そういうふうなところで環境社会配慮の位置づけを明確に説明できたらそれでいいのかなという印象を持っているんですが、いかがでしょうか。

○田辺委員 テキストの提案ですが、位置づけるべきというところを位置づけるかどうか引き続き検討すべきというふうに提案させていただきたいです。

○原嶋委員長 一つは、多分5番でも関係するんですけども、位置づけるべきという考え方が示されたとか、あると。実はほかに使われている言葉なんですけれども、それに置き換えるということであればよろしいでしょうか。

○田辺委員 考え方が示されたということで。

○原嶋委員長 ほかはいかがでしょうか。

まず、1番ではそこが1番大きいです。ほかはございますか。細かいところでは幾つかあります。文言はありますけれども、全体としては、繰り返しますけれども、質の高いインフラ投資の推進があると位置づけるべきという考え方が示されたですか。どこかに似たような言葉がありましたね。それが一つですね。よろしいでしょうか。

2番目は、特にご異論が少なかったと思います。ちょっと書き方が、確かに下線部分を反映すべきという書き方がスマートかどうか気になるので、直すとすれば、理念部分においても女性や社会的脆弱な立場にある地域住民を含む社会の、下線部分っておかしいですね。どなたが起案されたかわかりませんが、下線部分というのは女性や社会的脆弱な立場にある住民を含む社会、この点を反映すべきという感じでよろしいんですかね。

○織田委員 コメントでは下線を取るほうがいいんじゃないかと、私はコメントしたんですが、最後に残ってしまって。

○原嶋委員長 下線をなくして、この点は。

○織田委員 それと、全体としてよくわからないんですが、JICAから示されたパワーポイントがありますよね。これと一緒にこの助言はオープンになるのでしょうか。

というのは、やっぱりワーキンググループでの議論というのは、どちらかというと、出された論点とか、その情報に引きずられて回答している部分が多いので、元がないとなかなか難しい。特に例えば先ほどの質の高いインフラとか、そういうふうなのは、このJICAのほうで何ページにもわたって示されたものだから、それに対する回答みたいなことがあったと思うので、その辺の関係性がちょっとよくわからない。すみません、二つ一緒に。

○原嶋委員長 ご説明。

○加藤 諮問委員会に提供する資料としては、おっしゃるようにこの助言と、そしてここで議論された逐語の文章と、そしてその材料となっているプレゼン資料ということが基本と考えております。ご質問への回答は大部になるので、そこまで含めるかというのは考えどころです。

○原嶋委員長 一応論点ペーパーがあるという前提でということで、この点でよろしいですか。下線を取って、ちょっと進めさせていただいて、とりあえずまた何かありましたら、後ほどご指摘いただければと思います。

3番目が、これについては全体として大きな異論はなかったようですけれども、ちょっと気になるのは、上では代償と書いて、下ではオフセットと書いてあるんですけれども、これは特に深い意味が何か。代償のことをオフセット、ミティゲーションのことを緩和と訳しているんですよね、多分。それでよろしかったですか。

特になければ、これで原文のままです。

4番目についても、特に大きな議論はなかったようなので、原文を尊重させていただくと。

問題は5番目ということで、国際的に大規模排出源であり排出云々ということで、大きく3つありまして、そもそも特定の事業を挙げる必要はあるのかというご指摘と、あと場所といいますか、ほかの場所に移したほうがいいんじゃないか。ただ、そうすると理念に書くことに意味があるというご指摘なんですよ。だから、そこはちょっとまた方向性が変わってしまいますけれども、いかがでしょうか。

あるいは、先ほどありましたけれども、100%のアグリーメントということでないことであれば、考え方を明記すべきという指摘があったとか、意見があったとかという、そういう書き方で、一つの到達点とするということがありますけれども。特定のセクターをガイドラインの理念に載せる必要はないというのも一つのご意見ですね。ただ、赤道原則なんかでも高炭素セクターとかというのは、でも理念ではないんですね、さすがに。理念までには載っていないんですよ。

ただ、この問題はかなりご意見も多いところなので、助言委員会の中でこういったご意見があったということは、何らかの形で表明したほうがいいように思いますけれども、じゃ最終的にそうするかどうかというのは、またちょっとステップが必要だと思います。

○田辺委員 この明記すべきということと、欠いているのではないかとという語尾に、いずれの意見もあったという、そういったような言葉を入れればいいんじゃないでしょうか。

○作本委員 おっしゃるとおりで、すべきという考えがあったということで、この助言案も中間段階で、これからまた恐らく変化を受けるので、恐らくこれをネットで見られた方が、こういう提言をしているのはどうなんだという反感を持つ方もおられるかと思うので、ここでは意見があったというような形ということでとどめるような表記にさせていただけるとありがたいかと思います。

○原嶋委員長 直せますか。との意見があった。意見が多くあった。数はわからないですけれども。

確かにガイドラインにこういった特定のというのはあれでしょうけれども、確かに大きな争点がありますので、言及するというのも一つの方向ですけれども、いかがでしょうか。

○山岡委員 セクターというと、これは電力セクターになるわけで、電力セクターの中の石炭火力発電所をどうするかというようなことだと思うんですけれども、こういうふうに両論併記でいくのか、あるいは、やはり考え方を明記すべきとなると、JICAとしての考え方を、もうちょっとこれは書かないといけないと思うんですけれども、電力の中でいわゆる経済性とか環境を配慮して、石炭火力も一つのオプションとして今後もやはり支援の対象とするのか、それとも、あるいはやはり石炭火力についてはあまり支援の対象にしないのかとか、その辺をある程度、それこそやっぱり考え方がある程度明記できないと、逆にあまり書けないんじゃないかというふうに私は思うんですけれ

ども、そこはJICAのお考えはどうなんでしょうか。

○折田 ありがとうございます。先般のワーキンググループのときもお伝えしたとおり、まさにセクターというよりは、電力セクターの中のさらに石炭火力という特定の協力についてで、日本政府の考えと整合的に行っていかななくてはいけないもの。石炭火力をどうするかということは、現在のエネルギー基本計画にはじまり、小泉大臣もこの間ご発言がありましたが、まさにああいった政府の考え方に整合性を保ちながら進めていくということに尽きます。そういう意味ですと、今JICAとしての何かの独立した考えを示せるかということ、そういうお話ではないと理解しております。

○山崎委員 私がここについて意見させていただいたのは、なぜ石炭火力なのかというところがポイントなんだと思うんですね。セクターでいうと、先ほど電力セクターの中の一発電技術ということだと思いますが、じゃ、例えばセクターでいうと炭鉱はいいのかとか、あるいは世界の中でCO₂を排出している国でいうと、例えば世界の4分の1ぐらいを1か国が排出していて、その国に対する方針というのはいいいのかとか、多分いろんな議論があった上で、何か言及するなら言及するということであればいいんだと思うんですが、そういう議論なく、ポンと石炭火力というところだけがピックアップされて、しかも今後10年なり運用され得るガイドラインに記載されるのかということについてはちょっと、非常にバランスを欠いていると言いましたが、はっきり申し上げて違和感を私自身は感じています。

これはもう我々の組織も、このセクターについては方針を出していて、その議論をさんざんやった中での経験を踏まえて、ちょっと申し上げさせていただいています。

○原嶋委員長 ほかはいかがですか。

○作本委員 会場でも、今日は日比さんが休まれているんですけれども、とにかく温暖化が進むのを抑えたいという考え方、それは実際にも自然保護の問題に密着している方ですね。そうすると、やっぱりここで理念のそういう枠組みの中でこれを、パリ協定も大事かと思うんですけれども、これまで言及する必要があるのかというような議論があったのを覚えています。

ただ、温暖化について理念に入れるのか、あるいはさっきの「序」でとどめるのかということは、やっぱり全体にかかる傘として、石炭火力を入れないまでも重要なことかと思って、これだけ一般の人たちが気候変動に対して関心を持っているときに、パリ協定ぐらいまではせめて入れていただかないと、さあどうなのかと思います。無い場合には、JICAさんは考えてもいないのかと。石炭火力を入れるかどうかはちょっと話が別ですけれども、そこら辺を理念のところに入れるのか、「序」で済ませられる問題なのかと。恐らく今、地球規模の環境問題の中で温暖化が、気候変動が1番大きい問題かと思うんですね。さあ、どこのレベルでこれを抑えて入れ込むのかと、その際に石炭火力まで具体例まで絞る必要はあるのとなないのというようなところまで、もしここで方向づけを議論していただけると、恐らくまとめの段階で進むんじゃないかと思うんですけれども。

○長谷川委員 これは両論併記じゃまずいんですか。

○原嶋委員長 大丈夫だと思いますよ。ここは決定事項ではないので。ここでは別に両論併記というか、そういう意見表明が一部あったという形でもいいんじゃないかというふうに考えています。語尾の書き方はちょっと工夫が、それぞれ必要なところだと思いますけれども。違和感を感じる意見も理解できますし、今の昨今の状況から見れば、それを強調したいというお立場もあろうかと思えますけれども。

意見があったという書き方ですね。あるいは一部意見があったか、そこまで限定するというのがあるかもしれませんが、おっしゃるとおり、石炭だけをスケープゴートにするような感じはありますよね。高炭素セクターという言葉は赤道原則では使っていないので、あれだともっと広いんですね、たしかね。ただ、言葉としてはあまり、日本では定着してはいない感じがしますけれどもね。

一つの折り合い点としてはこういう書き方ですね。そうなってくると、もしこれですと、線以降の、今後長期云々というところは、そこも両方という、これに對しとか、そういうことでもいいわけですね。これに對しとか、對して。こういう書き方ですね。

○作本委員 ただ、今後の方針をどうするのかということ、表現上はこれでよろしいかと思うんですね。意見があったということで各所に入れていただけると、それで両論併記だということになるのでありがたいんですけども、これからの方向をどうするのかということになってくると、ある程度ここでも議論を積み重ねていただければ、両論併記で作文は終わりますけれども、さあどうするのかというところのつかみだけは。

○原嶋委員長 結論的にいうと、それを助言委員会で決める権限はないんですね。

○長谷川委員 それは次の諮問委員会でやるべきことじゃないですか。

○原嶋委員長 残念ながらここはそんなに決定権はないんですね。理事会で決めてもらうしか、最後は。問題提起をさせていただくということでは、今、両論併記ということではいかがでございませうでしょうか。

じゃ、ちょっととりあえずこれで置かせていただいて、6番、先ほどちょっと小椋委員からありましたけれども、今後、次の段階で同じような問題点が出てくる可能性があるかと思えますけれども、6番の文言としてはかなりはっきりしておりますけれども、この助言が次の段階の別のワーキンググループの議論を拘束してしまうという可能性が若干あるかもしれませんが、その点はほかにご懸念とかございませうでしょうか。

サプライチェーンについては若干難しい面があるということが出ていましたよね。それはそのとおりで、基本的にはプロジェクトそのもののライフサイクルということなんでしょうけれども、全体を通しての排出量、一定の排出量を推計すると。サプライチェーンについては今後考えていきたいと思いますというニュアンスですけども、内容的にはよろしかったと思います。今後の次の議論を拘束する可能性は確かにあるんですね。

次の段階はいつ、これはどこかにありましたよね、たしか。21日のそこでの……どうぞ。

○長谷川委員 次のワーキンググループに参加させてもらうことになっているんですが、次のときの論点としては、地球温暖化はone of themという扱いで、ほかの環境項目を全て含んで定量化とか、あるいは貨幣価値化ということなので、その際、より少し深掘りしてある地球温暖化のことを一つの参考資料として、これを利用させてもらうということですから、特に制約条件になるよりは、参考になるということでもいいのかなと思いますけれども。

○原嶋委員長 それでよければこういう形にさせていただく。

どうぞ。

○掛川委員 先ほど源氏田委員からあった一定以上の、ここの「一定以上」については次の諮問委員会で議論という、そこに引き渡す感じでいいですか。

○原嶋委員長 そこも例えば論点表の中に幾つか、世銀ないし、ああいった幾つか例が出ていて、そこまで具体的に特定を、ここでは議論は多分そこはされていないと思うんですね。ワーキンググループが個別に、例えば世銀のスタンダードがいいのか、IFCのスタンダードがいいのか、ADBがいいのかと、そこは多分及んでいないので、そこまでは議論もされていませんので、一定規模ということで、個別についてはまた次に委ねるという形で。

○掛川委員 次の諮問委員会でそこは議論されると。

○原嶋委員長 多分、事務局側が一定の方向性を示してくると思うんですけども、今の段階ではそれで、その一定基準そのものが妥当じゃないんじゃないかということが、もしかすると将来的に出てくる可能性はあるわけですよ。低過ぎるんじゃないかとか高過ぎるんじゃないかとか。ここで具体的にそれを書き込むほど議論が成熟しているというふうにはちょっと思えないですよ、作本先生。そこまでちょっと及んでいないと思いますね。

○掛川委員 現時点では、時間切れということですね。

○原嶋委員長 もし21日に何かそういった議論が出てくれば、また出てくる可能性があるかもしれませんが。

ということで、ちょっと若干定性的ではありますが、一定水準以上のということで現在とはとめると。基準としては幾つか、ほかの基準のものが出ています。

ということで、6番はこういう形でよろしいでしょうか。

7番。7番についても、それほど大きくご異論はなかったと思いますので。こういう形で。

8番、これについても特に大きくご異論はなかったように印象を受けております。

ちょっと9番が先ほど幾つかご意見がありまして、村山先生から結果が出ないという言葉がありましたので、先ほどちょっと直すような形で、構造物へ顕在化する可能性のある影響。ただ、先ほど山岡先生からご指摘があったんですが、構造物そのものの安全性の問題と、何かが起きたときに構造物が壊されるとか、そういう影響で後者を念頭に置いて考えていこうと。

○錦澤委員 基本的にアセスメントの評価の際に考えなくちゃいけないのは、災害が起こったことの影響って、基本、見ないと思うんですよ。アセスの中で災害を扱って評価するとありますけれども、それは例えば災害を誘引するとか助長するような影響があるかどうかというのをチェックするのがアセスの基本的な考え方なので、何となく今の話ですと、災害が起こったことによる影響の話をしているので、それで本当にいいのかなというのが疑問なんです。

○原嶋委員長 だから多分それが新しいところなんですね。気候変動によって仮に何か異常気象が起きると、そうすると洪水が起きて家が流されると。従来は気候変動によるそういうリスクはあまり考慮してこなかったわけですけども、それを少し考えていく必要があるんじゃないかというのが、従来よりちょっと新しいところですよ、ここでは。

○錦澤委員 ここで大事なものは、ESS4のコミュニティの衛生と安全を守るとというのがESS4の1番の趣旨なので、そういう観点でいうと、もし災害が起こってそのインパクトも見ましょうということであれば、それはリスク分析の話になってきて、構造のほうの安全面とかも含めた話で評価をしないといけないので、後者だけ見ればいいという話ではなくなってくるように思うんですね、もしそこも含むということであれば。

○鈴木委員 今の話に関係して、JICAではプロジェクトサイトを選ぶときに技術的な、だから建物

を建てる人は、何でこんなところへプロジェクトを持ってくるんだと言うかもしれないわけですね。コストが決まってきて、場所が決まって、建物を建てるといったときに。だから、サイトセレクションの責任は誰が見ているんですか、JICAでは。

○加藤 一義的には事業担当部、例えば円借款事業であれば地域の担当部が、技術の部門と協議をしながらそれを決めるということになります。

○鈴木委員 そうですね。そうしないと、最後まで来て、みんな環境社会配慮の環境問題じゃないのと言われたら何もできないですからね。

○山岡委員 世銀の場合は従来から結構リスク分析を積極的にやっていて、ダムとか重要構造物が壊れた場合の被害想定というの、結構設計段階でやっているというところが、JICAのアプローチとは違うところかなと思います。

先ほど委員からご指摘のように、従来の日本のアセスメントではそういうことは対象にしていなかったかもしれませんが、ここは世銀のこの考え方をどうリファーストするかというような視点での議論だと思いますので、委員長からおっしゃったように、新しい視点でこういうアプローチも今後考える必要があるのではないかなという、こういう意見だと思います。

○原嶋委員長 ただ、錦澤委員がおっしゃったように、もともとは安全性は基本的には考慮したと。ただ、これから気候変動の考慮が必要になってきたと。ただ、気候変動の考慮はどこまで考えるのといったときに、従来の安全性はもちろん、それはもちろんというか、環境社会配慮以前の問題なんだろうけれども、環境社会配慮の中で気候変動による異常気象とかのリスクによって、建物が何か問題が起きるということも考慮していこうというのは、従来より考慮すべき範囲が広がったという形になりますよね。それを逆に提案するということになりますけれども、ご理解いただけますでしょうか。そういうことでよろしいですね。

先ほど村山先生がおっしゃったのは、書き方が何か事後的なことという書き方というのはちょっとご指摘いただいた。ちょっとどうしても気になるのは、そこに強靱性と上に書いているのが気にはなるんだけど。強靱性というのは上じゃないんじゃないかという気がして。安全配慮は当然なんだろうけれども、もし何か異論がなければこれでもいいと思いますけれども。

○寺原委員 今さらで何なんですけれども、建物でも構造物でも、これまでの雨量とか年間降水量などを考えて、何10年1回雨量とかを設計していると思うんですけれども、このESS4というのは、そこで今までの経験のなかったことも起こるというような想定で書いてあるんじゃないかなと思うんですね。非常に安全性・強靱性の視点ということであれば、100年1回洪水とか200年1回洪水とか、そういうのを想定してつくることは今までも行われているので、その中に安全配慮とか強靱性というのは入っちゃうんですが、それ以上に、今までも経験していなかったようなことがあるのではないかと、または想定外の雨量というのがあるんじゃないか、または海面上昇なんかがあるんじゃないかというようなことも考えてというのが、ESS4じゃないんじゃないかなと思っているんですけれども、この場合では1と2で安全配慮・強靱性の視点と、これまでの経験から顕在化する可能性のある影響というのは、かなり意味として重なってしまうということですね。ですから、想定外のというのはやっぱり想定しにくいので。

○原嶋委員長 そうすると(2)のところに気候変動による構造物へ顕在化、ちょっと順番はあれですけれども、気候変動による影響というふうに書くかですね。気候変動によって構造物へ顕在

化するおそれのある影響というふうに書けば、少し従来とは新しくなるというか、違いが明確になる。

○寺原委員 それでよいと思います。

○中曽根 審査部、中曽根ですけれども、今のこの議論に関して、例えばこの時点で必ずしも答えを出す必要はないんですけれども、例えば気候変動を考慮して、100年確率以上の例えば洪水対策をする際に、例えば超スーパー堤防みたいなものを造るとして、そうしたときに甚大な住民移転とかを伴うようなケースが多分想定されると思うんですが、そうした場合にどちらの価値を優先するか、これは非常に難しい問題で、恐らく今回の助言として残した場合に、次のステップで、非常に私どもとしては悩ましい議論を今後継続することになるということで、ちょっと一応、新たな論点の芽出しということで、一言言及させていただければと思います。

○原嶋委員長 そもそも不確実性が高いところなので、そういうご懸念はありますよね。一応一つの到達点としては、気候変動によって構造物へ顕在化する可能性のある影響の視点があり、後者を環境社会配慮の中では念頭に入れると。そういう説明になりますけれども、いかがでしょうか。

気象による影響が気候変動によるものなのか、そうではなくて通常のものなのかというのは、ここで議論してもちょっと答えが出ないんですよ。一応問題提起としては、従来とはちょっと違って、1歩踏み込んだ形で気候変動による建物への影響というのを考えてほしいというところが、このご提言というか、文言のエッセンスというふうになりますので、そこは読み取っていただけたかどうかなんですけれどもね。これで一応のご理解をいただければ、こういう形だと思いますけれども。

錦澤先生、よろしいですか。

○錦澤委員 今、中曽根さんがおっしゃったようなことを考えると、1の話も含めたほうがいいのかなと思うんですけれども。要するに、スーパー堤防みたいな構造物を強靱化するようなものというの、将来的には考えられるというか、今でも既にやられているかもしれないんですけれども、そういったものによる影響なんかもあり得るんだとすると、先ほど申し上げた、繰り返しになりますけれども、後者を念頭にというのを強調する必要があるのかなというのが、ちょっと気になるどころなんですけれども。

○原嶋委員長 そうであれば、後者についても念頭、従来は後者はあまり考えていなかったというのが今の議論の前提なんですよ。今まであまり考えていなかったの、今後は後者についても。ただ、先ほどの説明だと、前者は環境社会配慮の中では議論されていなかったんですよ。委員会なり技術的なところで議論されていたので、環境社会配慮では議論されていなかったけれども、後者については従来、技術的にもあまり議論されていなかったと。後者については環境社会配慮の中で取り込んでほしいということを強調しているんですよ。だから、前者は既に一定の対策は取っていただいているという暗黙の前提の中での文章になっているんですね。

○錦澤委員 わかりました。

○原嶋委員長 じゃ、元に戻って1回おさらいで。

じゃ、一応そういうことで、1番目の質の高いインフラについては、こういう考え方が示されたという形での意見があったということの表明で、次に流してください。

2枚目は、ちょっと文言のことで直しまして、5番目は両論併記という形で、石炭火力についてあ

えて取り上げることの違和感というのも理解できる部分もありますので、そうかといって、一方でご批判も今、現実にあることも事実ですので、石炭火力への支援についての考え方を明記すべきという意見があった。これに対して、今後長期に運用されるガイドラインの理念として、特定のセクターに言及するのはバランスを欠いていると。こういう表現でお許しいただければ、こういう形で。

次、お願いします。

6番は、今後のまた議論が、環境影響全体の推計の問題が出てくると思いますが、温室効果ガスについてはこういう形で。

次、どうぞ、お願いします。

最後、残ったところが、ちょっと言葉としてはあれですけども、一応、従来の安全配慮・強靱性という技術的な視点と気候変動によって、もう1個書くとすれば、追加的に発生するという書き方はあるんでしょうけれども、そうするとまたわかりにくくなるので、気候変動によって構造物へ顕在化するおそれのある可能性のある影響の視点があり、環境配慮では後者を念頭に置いてほしいというご指摘ですね。

ということで、作本先生、いかがでしょうか。

○作本委員 ありがとうございます。今の委員長のまとめ方で、恐らく参加された委員の方もかなり頷ける場所だと思います。特にそういう意見が出たというようなことの記述にしていただければありがたいです。今日は日比委員が見えていないので、温暖化のところは何と私はお答えしているかわからないんですが、今日の整理の方法でありたいと思います。

○原嶋委員長 いずれにしても、直したものをもう1回、全委員に回していただけますか。基本的には確認という作業のために回していただけますか。

どうもすみません、お時間を取らせてしまいまして。一応初回ということで、作本先生をはじめ、委員の皆さんに大変ご努力いただきまして、まとめさせていただきました。どうもありがとうございました。また次回に続きますので、よろしくお願いします。

ということで、特に大きなご異論がなければ、こういう形でまとめさせていただいて、もう1度確認のために全委員に最終版をご提供いただいて確認するというところにさせていただきたいと思います。

それでは、一応予定しましたところは以上でございますので、その他ということで事務局からあります。今後のスケジュールということで事務局からお願いします。

○小島 今後のスケジュールは、そこに書いてあるとおり、3月2日に全体会合が開催されますというところです。先ほど各ワーキンググループの主旨について話が進んだんですね。

○原嶋委員長 そうですね。先ほどちょっと、できればその次もということで打診をさせていただいて、3月13日に錦澤先生にお願いできないか、3月23日に谷本先生にお願いできないかということで、一応ご内諾はいただいておりますけれども、あるいは私がやりたいという方があえていらっしゃれば決して、歓迎でございますので、また申し出ていただければと思います。特になければ5名にお願いしておりますけれども、よろしくお願いしたいなと思っておりますし、それについてご同意をいただければと思います。

○小島 ありがとうございます。

では、事務局からは以上でございますので、本日はどうもありがとうございました。

○原嶋委員長 それでは、本日は終了させていただきます。長い時間、どうもありがとうございました。

午後5時10分閉会